

Title	民政党内閣と大阪財界（三）：井上準之助蔵相と経済的自由主義
Author(s)	滝口，剛
Citation	阪大法学. 2012, 62(2), p. 75-146
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/60193
rights	
Note	

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

民政党内閣と大阪財界（三）

——井上準之助蔵相と経済的自由主義——

滝口剛

はじめに

第一章 一九二〇年代日本における経済的自由主義と大阪財界

一 自由通商運動（以上第五七卷第四号）

二 経済的自由主義と大阪

（イ）自由通商運動と大阪（以上第五八卷第五号）

（ロ）田中義一内閣と鉄・木材関税引き上げ反対運動

（ハ）田中内閣下の金解禁運動

第二章 民政党内閣の成立

一 井上準之助蔵相と大阪財界・経済更新会の設立

二 井上蔵相と自由通商・齟齬と関係修復

（イ）経済更新会における亀裂

（ロ）関税審議会と自由通商運動

（ハ）総選挙への支援

三 経済更新会の再声明と解散論（以上本号）

第三章 民政党内閣と経済的自由主義

おわりに

第一章 一九二〇年代日本における経済的自由主義と大阪財界

二 経済的自由主義と大阪

(ロ) 田中義一内閣と鉄・木材関税引き上げ反対運動

創設直後の自由通商協会が力を注いだのは、田中義一内閣の鉄及び木材関税引き上げに対する反対運動であった。そもそも協会創設の契機の一つは、田中内閣下における関税引き上げの動きにあった。上田貞次郎は、一九二八年一月の論説において、鉄鋼業などに対する関税による保護政策をやり玉に挙げ、「今回の議会にも鉄鋼の外、木材、毛織物等の関税引き上げ案が準備されてゐるさうだ。何れも性質のよくない保護政策において鉄鋼関税に譲るものではない。それを黙って通せば来年も再来年も続々要求があるだろう」「これでは際限がないといふので此の傾向を食ひ止めるために出来た¹⁾」のが自由通商協会であると述べている。

「産業貿易の振興」を政策の柱の一つにかかげた田中・政友会内閣は、林業を含む「農業上の諸方策を充実する」とともに「貿易の保護奨励、主要工業の助長」（田中首相の演説²⁾）を行うとしていた。鉄鋼業の保護育成は、山本条太郎政友会幹事長の「基本工業」育成の主張に沿うものであり、³⁾ 木材関税による山林保護については、同党の支持基盤である農村地主への配慮を示すものであった。そのために、内閣は鉄鋼業界の鉄鋼関税引き上げ要請や山林業界の木材関税引き上げ要求に応える姿勢を見せていた。

鉄・木材関税引き上げ反対運動は、大阪を中心に盛り上がった。この反対運動には関税によって損失を被る関連業界が深く関わっており、自由通商協会の運動は、これらと協力関係にあった。大阪経済界と自由通商運動の関係の深さを、この反対運動から伺うことが出来る。

鉄・木材関税引き上げ反対運動は、政界の中枢からは遠い大阪を中心に展開されたのにもかかわらず、一定の影響力を持った。結果的には、木材関税引き上げは実施される一方、鉄鋼関税引き上げは阻止された。

以下この政治過程を、鉄・木材それぞれの関税引き上げが企図されるに至る政界、経済界の動向、それに対する反対運動の展開と政府側の対応に焦点を当てて明らかにする。田中内閣における関税引き上げ反対運動と自由通商運動、大阪経済界の関係は、次の民政党内閣との関係の前史となる。

第一次世界大戦後における鉄鋼保護政策と関税

民間の鉄鋼業に対する保護政策は、第一次世界大戦を契機として強く主張されるようになっていた。近代日本の鉄鋼業は、一八九一年官営八幡製鉄所の操業から始まり、その後、日露戦争・第一次世界大戦期に民間鉄鋼企業が続々と設立された。特に日本経済が空前の飛躍を見せ化学、造船、鉄鋼業などの重工業が確立した第一次大戦期には、民間鉄鋼諸企業の設立と拡張が相次いだ。ヨーロッパにおける戦争によって鉄鋼材の輸入が困難になり、国内で代替的に鉄鋼を生産する余地が生じたからである。しかし戦後恐慌期には、欧米鉄鋼材輸入の復活と鉄鋼価格の下落により、日本の鉄鋼業は深刻な不況に直面した。特に大戦中の好景気に便乗して族生した民間業者が蒙った打撃は大きく、鉄鋼業の保護育成論が経済界、政界において台頭した。

経済界における鉄鋼業保護育成論は、一九一七年に創設された日本工業倶楽部の鉄鋼自給論によって代表される。

日本工業倶楽部は、第一次世界大戦期に成長著しい産業資本の利害を代表する経済界を組織し、産業界と政府官庁との協力をはかることを目的に組織され、一九二二年に結成される日本経済連盟会とともに中央財界を代表する組織となる。⁽⁴⁾ この日本工業倶楽部の最初の仕事は、「本邦製鉄事業保護奨励に関する意見書」の作成であり、それは「鉄鋼自給」の実現をかかげ、鉄鋼業に対して、土地収用法の適用、免税措置、奨励金の交付などの措置を要望していた。この意見書を受けて、一九一七年政府は製鉄業奨励法案を成立させた。本奨励法は、官営による鉄鋼業の育成が従来の方針であったのに対して、民間の鉄鋼業に対する初めての保護育成のための法律であった。さらに戦後工業倶楽部は、「製鉄事業保護奨励に関する建議書」を政府に提出し、根本的対策として官民製鉄事業統一、大陸における鉄鉱石・石炭の供給策、保護関税を提言していた。⁽⁵⁾

ただし保護育成のあり方をめぐる関連業界の利害は、かならずしも一致していなかった。鉄鋼一貫作業を行い効率の点で優位に立っていた官営八幡製鉄所は、当初官民合同、鉄鋼保護政策に消極的であった。民間製鉄業においても特に銑鉄の保護に関して利害はわかれており、銑鉄を原料とする製鋼会社で組織する製鋼懇話会は銑鉄関税引き上げに積極的ではなかった。製鋼企業（平炉・圧延メーカー）は安価良質なインド銑鉄や漢鉄に依存して発展していた。また機械工業を代表する全国鉄工業組合連合会は、鉄鋼関税の引き上げに当初から反対していた。⁽⁶⁾

一方政界においては、政党では政友会、官庁では商工省が鉄鋼業の保護育成論を主張する傾向にあった。政友会では、原敬の後を受けた高橋是清総裁が、鉄鋼業の保護育成に積極的であった。日本工業倶楽部の建議書を受けた原内閣は、臨時財政調査会に製鉄業振興策を諮問し、その答申により製鉄業奨励法、関稅定率法を改正し、保護を強化した。ただし、前述の業界事情を考慮して銑鉄に対する関税は据え置かれた。その後、鉄鋼の輸入価格が下がりさらに保護を求める意見が高まる中、一九二四年六月に成立した加藤高明護憲三派内閣の農商務大臣に高橋が就

任すると、製鉄鋼調査会を設けて製鉄業振興策を諮問した。保護奨励論の高橋自身が会長を務めた本調査会の答申は、漸進的な製鉄合同論と同時に、保護関税、鉄鉄奨励金などにより保護育成論を唱えていた。

これに対して、次に述べるように憲政会、外務省は、通商紛争の可能性がある関税引き上げに消極的であった。さらに、浜口雄幸蔵相は、第五〇回帝国議会（一九二五年）における答弁において「政府が民間経済に及ぼして居る所の財政政策上、或いは政治上の妨害を除いて、民間の経済をして自然の発達の経路を辿らしめると云う方針」を表明しているように、保護主義へ反対する見解を表明している。

この鉄鉄保護をめぐる政策の違いは、一九二六年三月に公布されることになる関税率法の改正をめぐってあらわれた。⁽⁸⁾

一九二五年八月護憲三派の協調が崩壊して憲政会単独内閣が発足すると、商工大臣（一九二五年農商務省は商工省と農林省に分離）に片岡直温が就任した。片岡商相は、製鉄鋼調査会の答申をある程度引き継ぎ、官営、内外の製鉄会社、有力製鋼会社を網羅したカルテル組織である鉄鋼協議会を政府主導で作らせ、同時に鉄鋼業界の陳情を受けて鉄鉄の関税を引き上げようとした。憲政会首脳部も一枚岩であったわけではなく、片岡のように関税による保護育成を許容する首脳が存在した。

しかし閣議では、日本のインド鉄鉄輸入防遏が日本製綿糸布に対する報復関税を招く恐れがあるとして、鉄鉄関税の引き上げ案は通らなかつた。かわりに製鉄業奨励法を改正して鉄鉄奨励金が交付されることになったのである。⁽⁹⁾ 閣議において「関税戦」の勃発をおそれて関税引き上げ反対を強く主張したのは幣原喜重郎外務大臣であり、浜口雄幸蔵相、宇垣一成陸相がこれに同調した。⁽¹⁰⁾

閣議における幣原外相の反対論にみられるように、外務省の関税をめぐる国際紛争への懸念、配慮は強かつた。

一九二六年の一般関税改正のための関税改正準備委員会において同省は、銑鉄関税引き上げ反対論を展開していた。その根拠は、インドの綿糸布に対する報復関税のおそれのほかに、製鉄事業に対する根本方針が未定であること、本邦において銑鉄事業の自給が可能であるかどうか未定であること、関税引き上げは国民負担を加重することなどであった。⁽¹¹⁾

実際に日本の銑鉄関税とインドの綿製品に対する関税は対抗関係にあり、二つの関税を焦点に日印の報復合戦に発展する可能性は十分考えられた。綿製品の日本から英帝国圏、特にインドへの輸出は急増しており、これに対するマンチエスターやインドの紡績業者を中心に日本製品に対する警戒、輸入防遏論は高まりつつあったのである。一九三〇年代に激化する綿製品、雑貨などをめぐる日印経済紛争の火種は、すでに姿を現し始めていた。このような状況を背景に関税法案の議会通過後、齋藤良衛外務省通商局長は、英国大使館員に対して大略次のような政府の意図を伝えている。即ち、議会の委員会の議長は関税引き上げによって鉄を自給できるようにすることが重要であると述べたが、銑鉄を日本に輸出しているインドは、日本が綿糸布を輸出している国でもあって、それに高い関税を課すことで不愉快な結果をもたらすかもしれない。それゆえ政府は鉄鋼産業に他の方法、即ち補助金を供与する法律により保護を与えることに決定したと。⁽¹²⁾

政府の決定に対して、政友会の山本幹事長は議会において、産業育成の観点から政府の関税政策が不十分であると批判し、特に基礎工業である製鉄事業の関税を引き上げて保護すべきであると論じた。⁽¹³⁾

一九二七年四月、金融恐慌のさ中に成立した田中内閣は、税収に限界がある中、関税によって産業の保護政策を実施しようとする。一九二七年一二月田中内閣の下で産業政策を審議するために作られた商工審議會は「銑鉄に対する奨励金はこれを廃止し、銑鉄鋼材ともに今後における輸入価格の低下を考慮し十分なる関税率を按配するこ

と」を答申して銑鉄を関税によって保護する政策を打ち出した。⁽¹⁴⁾

鉄鋼価格が低迷するなかで業界は、その後も関税引き上げの運動を行っていた。他方で政友会は、積極政策、地租委譲政策などより大きな財源を必要とする政策をにかけており、財源捻出の観点からも、奨励金ではなく関税による保護にたよる必要があった。

関税引き上げに消極的な外務省は、田中首相が外相を兼任する状況では十分にその見解を表すことが出来ず、政府内において孤立するようになっていた。

一方、英国外務省は、特にインド省の意向を受けて、田中内閣の銑鉄関税政策の動向に神経をとがらせていた。インド政府は英国外務省に次のように伝えてきていた。この案が単に銑鉄関税の形態を変えるだけで総量にまで及ばないならば報復を考慮する必要はないが、提案されている案の効果に関する事実がわかるまで行動の自由を保留したいと考えており、綿織物への関税引き上げを自制すると解釈される言明を伴うことは欲していない。⁽¹⁵⁾ インド側との調整の結果、二八年末、ティリー（Sir John Tilley）駐日大使は、銑鉄関税問題に関する英国の懸念を表明する覚書を出淵勝次外務次官にわたしている。

英国大使の申し入れに対して出淵次官は、大使からの連絡は非常に好都合であるが、この案が具体化する前に話をしてもらうのがよりベターであったと答えている。また出淵は、一般的には彼自身も外務省も過大な関税やいかなる種類の関税戦争にも反対であり、また銑鉄に関する禁止的関税は国内で大きな反対にあらうと述べた。さらにインドの関税については、彼らは綿製品に関する関税をそれほど恐れているわけではないとも述べた。⁽¹⁶⁾

出淵の応答は、外務省は英国政府の懸念に同調するが、日本政府の銑鉄関税引き上げ方針はほぼ確定していることを示唆すると同時に、今後国内において大きな反対運動にあらうと伝えるものであった。これは紡績業界以

外における反対運動の重要性を示唆するものであった。

外材輸入と木材関税

木材関税については、大正後期から山林業者の間においてその関税引き上げ論が急速に高まっていた。一九一九年ごろより外国からの木材の輸入、特にアメリカからの木材（米材）の輸入が本格化し、その後、関東大震災の復興用として米材が大量に輸入されるようになっていた。これに対して全国山林連合会などを中心に、林業保護、国際収支の改善を目的として米材輸入調整論、関税引き上げ論が台頭した。¹⁷

一九二七年には関税改正の要求が強まり第五二議会で議論されたことなどを受けて、九月農林省が関税を引き上げる改正案を発表するに至った。農村地主を重要な支持基盤とする政友会が、田中内閣の山本悌二郎農相のもとで、林業保護をかかげて関税引き上げを企図したと言って良いだろう。

農林省は、関税政策と補助金による民有林の大造林計画を計画していた。東京朝日の解説記事は、「益と正月が一緒に来た森林業」と評し、「主として米材が我が国の森林業者を圧迫する実にくむべき敵であるといふので、これに対して一割五分乃至二割の増税、又は新たに重税を課して輸入を防遏し、需要家たる一般国民、就中中産階級以下の農民が泣こうと困ろうとまよ、これによって内地木材の価格を釣り上げ、森林業者や木材業者の収入を増やしてやらう」（『東朝』一九二七年一月一六日）という計画であると述べている。

この解説記事が示唆するように、農林省の山林業保護政策は、消費者の利益に反するものであり、自由通商協会は反対運動に乗り出すことになる。

一方当該関税引き上げの影響を直接的にこうむる木材問屋、製材業者は、京浜地区と阪神地区に集中していた。

特に米材の輸入に關しては阪神地区の業者によるものが中心であった。米材輸入における阪神地区の優勢について、『大阪木材業外史』は「米材輸入が大震災復興が一段落をつけて、ようやく平常時代にはいった昭和五、六年度の阪神市場への輸入量を示すと五年度の阪神市場は総量の四五％、六年度は五十二％を輸入し、いずれも京浜を凌いでいたのである⁽¹⁸⁾」と述べている。さらに震災復興の過程で、米杉の製材を目的として阪神間の問屋業者が東京に進出し、秋田杉の製材業者と激しい競争を行っていた⁽¹⁹⁾。

米材輸入の隆盛と共に、一九二〇年から一九二一年にかけて、神戸外材輸入協会、大阪木材協会、東京外国木材輸入協会が、米材関係の団体として発足している。さらに、一九二六年にはこれらを母体として日本外材輸入連合会が設立された⁽²⁰⁾。

これら外材業者の団体が反対運動の先頭にたつことになるが、米材の輸入に關しては阪神の業者が中心であったので、大阪の運動が顕著であった。また木材価格の高騰は、建設業などにも影響を与えることから、その周辺にも運動は広がることになる。さらに自由通商運動がこれに荷担することになる。

鉄・木材関税反対運動の誕生

鉄関税引き上げ反対運動の中心的な担い手となる業界は、銑鉄の輸入商とそれを原料とする鉄加工業であった。銑鉄輸入商の代表が、大阪の岸本商店であった。岸本商店は、国内の製鉄業者と取引するだけでなく、インドから鉄を輸入し、投資も行っていた。この時期インドの鉄鋼業は、日本の強力なライバルであった。保護関税が強化されれば、インド鉄と関係の深い岸本商店が打撃を蒙るのは明らかであった。すでに見てきたように岸本商店が自由通商協会の創設にかかわり、資金も提供していた。また独自に政府への働きかけも行う。

さらに鉄関税引き上げ反対運動は、大阪を中心とする鉄加工業者によって大々的に展開された。大阪においては、紡績業だけでなく機械工業も発達を見せていたのである。大阪鉄工業同業組合は、「関税調査委員会」（一九二六年五月設置）に対して鉄関税などのひきあげに反対する陳情を行ってきており、一九二八年にはさらに反対を活発化させていた。

外務省記録には、これら大阪を中心とする業界団体や企業の陳情要求が残されているので、彼らの主張を次に見よう。

一九二八年一月には大阪鉄工業同業組合を代表して、栗本勇之助（栗本鉄工所主）、久保田権四郎（久保田鉄工所主）その他紡織機など機械工業の代表者らが、大蔵省において大蔵省主税局長、商工所鉱山局長など官庁側代表者に陳情を行っていた。

栗本は、大阪では「今回凡ゆる実業団体や組合——主として鉄と木材に関係ある——を網羅」した〈関税引き上げ反対同盟会〉なるものが出来、「今度ぐらいに凡ゆる方面に亘つたことは空前絶後と云つても差支ありません」と大阪における関税反対の盛り上げりを強調した。栗本は、鉄加工工業は国防上の見地からも発達させなければならぬが、そのためには原料として安価な銑鉄が必要であり、またそれは特にインドからの輸入によるものが大半である、この観点から大阪には、関税引き上げに反対する加工業者が多いと説明している。²²⁾

またこれとは別に岸本商店、その子会社の日印通商株式会社などインドからの銑鉄輸入に関係する鉄商も詳細に反対論を展開して陳情を行っていた。その論拠として、日本において銑鉄の自給の見込みがなくインド銑鉄は製鋼、鉄加工工業の不可欠の原料であること、商工審議会や鉄鋼協議会の意見は一部の製銑業者の利益に左右されていること、インド銑鉄に対する投資は不当ではなく公平な競争をおこなっており、また有力な企業によって投資が行われ

ているにもかかわらず、その利益が無視されること、関税引き上げによりその投資は無に帰すこと、国民世論も関税引き上げに反対であることなどをあげていた。特に銑鉄輸入関税が引き上げられるならば「印度銑鋼株式会社に対する日本人側の投資は水泡に帰し我が国は印度製鉄資源に対する有力なる支配権を失ふに至るべし」という訴えはその危機感があらわれている。⁽²³⁾このようなインド銑鉄への投資も保護されるべきであるという主張は、「鉄鋼自給」政策の正反対の見解であった。

一方木材関税反対の運動も一九二七年一〇月以降一九二八年初頭にかけて起こってきた。当初はむしろ、反対運動は東京の業者が中心であり、東京外国木材輸入協会、東京木材協会などが寄り集まり、「木材関税引上反対連合会」を結成する。これに対して、関西方面における運動はやや遅れて一九二八年秋にかけて盛んになっていき、それにもない逆に東京での反対運動が下火になる。⁽²⁴⁾

関西での反対運動の特徴は、自由通商協会などが介在して、個々の業界の運動からより一般的な鉄・木材関税引き上げ反対運動になってゆくことである。自由通商協会は、創設直後から鉄鋼商組合とともに木材商組合から関税引き上げ反対運動への協力要請を受けており、一九二八年一月はじめから二月にかけてさっそく協議、調査を開始していた。⁽²⁵⁾

〈政実協定〉と関税問題

当時政府の関税引き上げ政策にとって、これらの反対運動とともにもう一つ重要な障害が存在した。一九二八年四月に結ばれた政友会と実業同志会との政策協定、いわゆる〈政実協定〉である。

鐘紡の経営者でもある武藤山治によって率いられた実業同志会は、小さな政府、保護主義への反対など、ラディ

カルな経済的自由主義を掲げていた。一九二八年二月の総選挙では与党政友会が過半数を制することが出来なかつたため、実業同志会は当選者四名の小政党でありながらキャスティングボートを握り、政友会との間に〈政実協定〉を結んだ。大口喜六大蔵政務次官を窓口として結ばれたこの協定の最後には、鉄・木材関税に関する事項も挿入されていた。即ち〈政実協定〉の声明書には「鉄、木材、毛織物関税引上げ、私営事業を国有官営とすること又は一部実業家の利益のためと誤解せらるるが如き問題に関しては之をなさざる様武藤会長より希望せるに對し、此等の問題は最も慎重なる態度を以て其行動をなすべき旨大口次官より言明せられたり」という一文が存在した。⁽²⁶⁾

自由通商運動と実業同志会は、特権の実業家と政府の癒着によって安易に引き上げられる関税に反対する点で見解を一にしていた。実際自由通商運動の指導者の一人である平生は創設時からこの時期まで武藤の実業同志会を支援しており、両者は深い関係にあった。⁽²⁷⁾平生は、〈政実協定〉によつて生じた武藤・大口のルートを通じて、当該関税引き上げ阻止の働きかけをしてゆく。

ただこの声明書は、鉄、木材などの関税引き上げに「最も慎重なる態度」で臨むと述べているのみであり、引き上げを実施しないとまでは言明していなかった。その後も山本悌二郎農相ら政友会幹部が関税引き上げにしばしば言及し、そのために鉄、木材関税引き上げ法案が次の議会で提出されるであろうと報道されていた。これに對して武藤は協定違反であると政友会に申し入れていたが、小政党である実業同志会との協定をどれだけ忠実に政友会が守るのかは疑問視されていた。⁽²⁸⁾

「反対運動の拡大」

鉄・木材関税引き上げ法案を政友会が準備しつつあるという報道がなされるなかで、大阪における反対運動はさ

らに盛り上がりを見せた。九月二十六日には大阪工業会、大阪実業組合連合会、大阪府工業懇話会、大阪鉄工同業組合、大阪鉄商同業組合、大阪土木建築組合、大阪木材協会、大阪金物商同業組合、日本建築協会、日本土木建築請負業連合会、電気協会、堺工業会、電気協会関西支部が集まって、反対運動をさらに推進することになり、大阪工業会、大阪実業組合、大阪自由通商協会が幹事となった。⁽²⁹⁾ 直接利害の關係する業界団体だけでなく、大阪工業会のような工業家が広く参加している団体や大阪実業組合連合会などが関与していることから、運動の広がりが見える。反対運動の広がりには大阪商工会議所を動かし、二八日同会議所も「鉄関税引上に関する反対建議」「木材関税引上反対に関する建議」を決議した。⁽³⁰⁾

翌一〇月はじめには平生や各団体の代表者が上京し、首相をはじめ各大臣を訪問し関税引き上げの不当性を訴えた。もつともその結果はおもしろくなかった。平生が山本農相との会談において、植林を奨励するならば消費者に一方的に負担を強い関税ではなく造林奨励金によってなすべきだと迫ったところ、農林大臣は「理論としては」平生の意見に共鳴するが、「今や租税の中より之を支出するの資金なし」と財政的観点から関税引き上げの必要性を強調して反論した。⁽³¹⁾

また反対運動側は、帰阪後の一〇月六日に経済審議会委員である湯川寛吉（住友合資総理事）、稲畑勝太郎（大阪商業会議所会頭）、渡辺千代三郎（南海電鉄社長）、阿部房次郎（東洋紡績社長）らを招待し、「若しこの問題が諮問案となりて審議会に現はれた」ときは「其賛成決議を阻止」するよう要請した。経済審議会は、この年九月に総理大臣を会長として経済政策の諮問答申・建議機関として設立され、大阪の財界人五名も委員として選ばれていた。この会談では、平生が自由通商運動の観点から、鉄・木材業者の代表が業界の観点からそれぞれ説明を行っている。これに対して経済審議会の委員側は、審議会は単なる諮問機関であるので自ら提案することはできず、また

関税政策に関する諮問は漠然としており、「其主意は関税保護主義に依るか、収入主義に依るかの如き academic なる質問」であるので「かかる実際問題は提出せざるべし」（稲畑）など、経済審議会では諮問されないだろうと返事をしている。平生は経済審議会も「政府の提案を裏書して国民の視聽を胡魔化さんとする老獪手段」であり「経済審議会委員なる職務は徒らに政府の尻押たるの役目となり了らんか」と思いつつ、さらに努力を要請した。反対運動側は大阪出身の経済審議会委員と意思の疎通を行ったこの会談の意義を評価しつつも、彼らを頼りにはできないことを確認したのであった。⁽³²⁾

そこで、一〇月九日大阪の朝日会館において、鉄・木材関税引上反対連盟主催の演説会が開かれた。その次第と決議は次の通りである。

開会の辞

大阪自由通商協会理事・平生夙三郎

鉄、木材関税引上に付て

民政党代議士・勝田永吉

不合理なる木材関税問題

大阪木材協会・梅谷藤太郎

自由通商と鉄木材関税に付て

実業同志会代議士・武藤山治

国民の生きる道

大阪朝日経済部長・和田六灘子

関税負担の加重

大阪毎日経済部長・下田将美

鉄関税引上論を駁す

大阪時事経済部長・山下重喜

我国の製鉄政策に付て

大阪工業会理事長・片岡安

決議文

- 一 鉄、木材の関税引上は一般産業の発達と輸出貿易の進展とを阻碍す。
- 二 鉄、木材の関税引上は一般物価の昂騰を促がし国民生活を圧迫す。
- 三 鉄、木材の関税引上は一般国民の一大犠牲に於て極めて少数の製鉄業者并に山林所有者を不当に保護するものにして思想上にも面白からざる結果を招来す。

本聯盟は右の理由に依り鉄・木材の関税引上に対し絶対反対を決議し極力同関税引上の実現を阻止せんことを期す。

一〇月九日の演説会は、大阪における鉄・木材関税引き上げ反対運動の頂点をなしていた。関連する業界団体の代表だけでなく、大阪工業会の代表、大阪毎日、大阪朝日、大阪時事の経済部長が参加し、大阪の工業関係者、メディアが関税引き上げが国民生活に与える害悪について訴えた。

異なる業界の反対運動をここまでまとめることができたには、自由通商協会のイニシアティブによるところが大きかった。当日の演説会では平生自身が司会をつとめ、演者は業界関係者以外は在阪新聞社の記者など自由通商運動の関係者であった。平生は開会の辞を述べて、「大坂市民たる聴衆諸君はこの関税引上が大阪の如き大商工業地に於ける市民に向つて産業及日常生活の両方面より大なる損害を与ふるものなることを理解せられ、大に反対の氣勢を揚げん」と反対運動に檄を飛ばした⁽³³⁾。

この演説会の特徴は決議文にもみられるように、関税引き上げ問題を単に業界の利害の問題とのみとらえるのではなく、国民生活にかかわるものとしてとらえていることである。大阪木材協会を代表して演説した梅谷は、木材関税の引き上げが建築費の高騰を招き、勤労者階級や小売商の生活を圧迫して社会不安をもたらすことを強調して

いた。自由通商運動の論理は、産業政策の観点からだけではなく、国民生活一般に与える影響と関連させて展開されていた。

また民政党代議士が演説会に参加していることも注目される。民政党代議士の参加は、民政党首脳部の自由通商主義への好意表明を背景にしていた。

浜口民政党総裁は、一九二八年九月、民政党関西大会の席上において「経済上から見ても、財政上から見ても、度に過ぎたる補助政策の弊害は十分これを認めなければならぬ。随て補助費を整理するは、即ち独立補助の精神を緊張せしむる所以であり、同時に財政の整理を実現するの一助なりと信する之と同一の主義に則り、吾人は亦我國の関税政策に自由通商主義の精神を注入するの必要ありと信するものである」と述べている。浜口は度の過ぎた「補助政策の弊害」を是正する観点から、財政整理と同様に自由通商主義の精神が必要であると述べていたのである。⁽³⁴⁾ 浜口内閣下の予算委員長となる武内作平も、政友会の地租委譲政策を攻撃する文脈において、代替財源としての関税増徴を「無産階級の負担を以て、有産階級の負担を軽減する」時代錯誤の政策であると批判していた。⁽³⁵⁾ その後民政党は、政策調査会において関税政策が「極端な保護主義に傾いて」いるので関税整理の必要があると決議するにいたる（『東朝』一九二八年一月二七日）。

以上のような情勢から、演説会は「専ら政府反対運動の観」を呈することになった。⁽³⁶⁾ それゆえこの反対運動の動向を、政府側も注視しており、大阪府知事力石雄一郎は、大蔵大臣、外務大臣、内務大臣、警視總監にあてて、反対運動の動向について報告書を送っている。⁽³⁷⁾

興味深いことに同報告書は無産勢力がこの運動に関係していることも伝えている。報告書は、大阪鉄鋼同業組合の動向を報じると共に、本件に関しては「勤労消費者階級を抱擁し利害同一の立場にある社会民衆党」に於ても調

查を進めつつある模様であり「鈴木文治代議士の来阪を機とし組合側は二十一日午後五時より同組合事務所に於て鈴木、西尾両代議士と会見し種々調査研究資料を提供したる上本件運動に付協力方を懇請する処ありたり」と西尾末広、鈴木文治ら総同盟、社会民衆党の右派無産運動との関連についても言及していた。無産運動の関与は、関税引き上げは生活費の上昇をもたらし国民生活に打撃を与えるという自由通商運動の論理と符合するものである。

木材関税の引き上げ

関税引き上げ反対運動に直面した政府は一九二八年半ば以降、鉄関税の引き上げを中止し、木材関税の引き上げについては断行するという対応をとることになった。九月末に武藤と会見した平生は、大口大蔵次官からの鉄鋼関税引き上げは実行する意志がないが木材関税引き上げは農林省の主張もあり実施するという情報を伝えられている⁽³⁸⁾。

鉄関税引き上げ断念の要因としては、反対運動の影響のほかに、銑鉄の価格が一時的に上昇した結果、鉄鋼業界の関税引き上げ圧力が弱まったこと⁽³⁹⁾もあった。「鉄鋼関税引上の要望に製鉄業の足並そろはず」（『東朝』一九二八年一〇月二三日）と報じられたように、銑鉄価格の高騰は、業界内部の足並みの乱れを顕在化させていた。また幹事長から満鉄総裁に転じた山本の産業政策構想が、内外の政治情勢のなかで行き詰まりを見せるなかで、商工大臣に就任した大阪財界出身の中橋徳五郎が関税による鉄鋼業の保護にはそれほど熱心ではなかったことも影響したと考えられる⁽⁴⁰⁾。

自由通商運動側は、木材関税の引き上げも中止させようとなおも働きかけた。一九二八年十一月八日、平生は武藤を訪れ、〈政実協定〉を引き合いに出して鉄・木材関税の引き上げ中止を政友会に働きかけるように依頼し、大口大蔵次官との会見にも参加した。この会見の席で平生は木材関税引き上げは決して林業の振興にはならずむしろ

乱伐が行われるだろうと中止を迫ったが、大口は農林省との関係がデリケートであることをほめかして確答を与えなかった⁽⁴¹⁾。

結局反対運動にも関わらず、木材関税に関する法案は一九二九年二月の議会で提出された。

これに対して関西を中心に、外材業者や自由通商協会はなお反対運動を展開した⁽⁴²⁾。議会で木材関税引き上げ法案が出された際、三土忠造蔵相がその趣旨を植林の保護奨励に求める説明を行ったのに対して、大阪自由通商協会はあらためて声明を出し、木材関税の引き上げは、蔵相の主張とは逆に山林の乱伐を助長し、また市価の上昇により国民生活の圧迫をもたらすと反論した⁽⁴³⁾。

議会でも同様の観点から関税引き上げへの批判が出たものの、木材関税引き上げ法案は両院を通過する。

平生は大阪自由通商協会の反対運動にもかかわらず、政治的権益の取引に左右されたこの法案の成立過程を次のように慨嘆している。「頑冥なる山本農相」は「余が主張せる理論と實際論を認め」ながら、「単にある種の材木業者と山林業者の勧請を納れて之を提案」し、三土蔵相もまた実業同志会との協定に於て木材関税引上に反対を言明しながら「農相との妥協材料として」これに同意し、政友会が「多数を占むる衆議院」が之を通過させたのみならず、「地主、山林業者の代表を擁」しまた「かかる問題につき理解なき華族を網羅せる」貴族院もこれに同意した結果、両院を通過し本日(1929年2月)を以て実行することとなった⁽⁴⁴⁾。

さらに平生はまた米国における関税引き上げへの反響と報復合戦を懸念すべきであると感想を記している⁽⁴⁵⁾。実際アメリカでは、三月頃から西海岸の地域の木材業者が報復手段として生糸や茶に対する関税付加を求める運動を始め、米国政府も日本政府への抗議を行っていた。アメリカにおいても保護主義の波が高まりつつあった⁽⁴⁶⁾。

政府が木材関税引き上げを強行した要因としては、政友会の農村志向を背景とした山本農相の強硬姿勢、「収入

本位の木材関税引上」（『東朝』一九二八年一月三日）と評された財政事情のほかに、反対運動側の問題として木材業界における利害の分裂があつた。木材業者の反対運動は、必ずしも一枚岩ではなかつた。国内木材を扱う木材業者も少なくなかつたからである。関西を中心とする米材輸入の急増は、業界に混乱をもたらし共倒れの危険があるという見解が存在した。そのため東京の中心的な木材業者の団体である東京材木問屋同業組合は、木材関税の「多少の引き上げ」を支持する決議を行つた。⁽⁴⁷⁾

以上のように大阪を中心とする自由通商運動は、田中内閣の関税引き上げに猛烈な反対運動を展開した。またこの運動は木材、鉄工業者などの反対運動と連動して大阪の経済界と密接な関係をもち、さらに無産運動の一部とも連携した。そのために政府に対する一定の圧力になつたと考えられる。自由通商運動が大阪において活発に活動できた背景には、その経済界の動向が中央の保護主義的な財界の指向と異なつていたことがあつた。両者の違いは、「鉄鋼自給」を目指した工業倶楽部と鉄・木材関税反対運動に参加した大阪工業会の違いからも明らかである。

しかし他方で木材関税反対運動は成功しなかつた。田中内閣下における自由通商協会の運動は、〈政実協定〉を結んだ実業同志会の武藤を通じてのつながりは別として、政府とは関係をもたなかつた。したがって、個別利益を背景とした中央政府における政治過程が進行すると、これを阻止することは出来なかつたことも事実であつた。

(ハ) 田中内閣下の金解禁運動

自由通商運動に熱心な在阪の財界人やメディア関係者は、金解禁論者でもあつた。彼らは、関税、財政、為替政策などにより政府が経済界を温室状態に置くことで問題の根本治療を妨げていると考える傾向にあつた。その動きが大阪における金解禁論に火をつけ、さらに東京に広がってゆくことになる。

第一次世界大戦期に、ヨーロッパの強国は金の輸出を禁止し、日本も同様の措置をとっていた。戦後欧米では列強が次々の金本位制に復帰し、一九二八年六月にフランスが金本位制に復帰することにより国際金本位制の再建がほぼ完了した。日本でも金本位制への復帰が幾たびか唱えられたが、戦後の不況のなかで在外正貨が急減し、実現困難な状況に追い込まれていた。第一次若槻内閣の片岡藏相は、金本位制復帰を目指したものの、金融恐慌により挫折していた。しかしやはり経済界からの金解禁の要求が高まり、金融恐慌の処理が一段落した一九二八年には、実行の機運が徐々に高まっていく。⁽⁴⁸⁾ただし、金解禁による正貨流出、国際的競争力の低下を懸念する鉄鋼業などの業界もあり意見は分かれていた。⁽⁴⁹⁾

また金解禁の方法自体についても論争が起こっていた。平価切り下げをとまう新平価解禁論も東洋経済新報などによって唱えられていたが、旧平価での金解禁論が優勢であった。

金解禁問題懇談会

大阪における金解禁論の発火点となったのは、一九二八年六月、大阪毎日と大阪朝日の経済部が合同で主催した金解禁問題懇談会である。同懇談会は、ライバル同士である両新聞社の経済部が、金解禁論に火をつけるためにあえて共同戦線を張って催したものであった。きっかけは、井上日銀総裁や三土蔵相が大阪の手形交換所大会において、金解禁時期尚早論を披露したのに対して、下田大阪毎日経済部長と和田大阪朝日経済部長が金解禁の世論を喚起しようと相談したことにあった。二人は、当時の金解禁問題に対する政府や財界の「煮え切らない態度」のために日本経済が「泥沼の中にはまり込んで、のたれ死をしてみよう」という危機感を抱いていた。彼らの動機はどちらかと言えば、業界の利益と言うよりも経済モラルの観点からのものであった。より具体的には第一に乱高下する

為替が投機の対象となつて「日本の真面目な業者に与えた打撃」が計り知れないような状況を是正すること、第二に「不自然な金の輸出禁止によつて日本の経済が温室の中に咲いた花のように、カタワな保護をされ」ている日本経済を覚醒させ「人心の刷新」を行うことにその目的があるとされた。特に後者の観点からは、「打撃の少ない新平価解禁では意味がな」く、旧平価解禁により「放漫にはしりすぎている公私の経済を立直すべきだ」という結論が引き出される。一方、為替の変動に苦しむ蚕糸業者の決議や過剰な資金を海外に振り向けたい大銀行が金解禁に好意的な姿勢を示しており、機が熟していると考えられた。⁵⁰

懇談会への参加者の人選は、大阪商工会議所理事で自由通商運動の熱心な支持者でもあつた高柳松一郎と相談して行われた。その結果、関西の政・財・学界の有力者を次のように網羅することになった。紡績連合会委員長・阿部房次郎、堂島取引所管理理事長・林市蔵、新聞連合大阪支社長・東川嘉一、日本郵船神戸支店長・樂木幹雄、大阪鉄工所取締役・飯島幡司、大阪商議会議頭・稲畑勝太郎、京大教授法博・神戸正雄、関西信託専務・加藤小太郎、大阪工業会長・片岡安、東洋棉花会長・児玉一造、栗本鉄工所主・栗本勇之助、大阪商大教授・松崎寿、大阪商議副会頭・森平兵衛、大阪商船専務・村田省蔵、鐘紡社長・武藤山治、労働総同盟中央委員・西尾末広、野村合名社長・野村徳七、正金大阪支店長・乙竹茂郎、大丸専務・里見純吉、大阪商議理事・高柳松一郎、竹原商店社長・竹原友三郎、神戸取引所理事長・滝川儀作、田附商店社長・田附政次郎、莫大小組合長・外海鉄次郎、大阪鉄工所専務・津村秀松、大株理事長・上島益三郎、南海鉄道社長・渡辺千代三郎、三菱銀行取締役・山室宗文、住友銀行常務・八代則彦。

高柳を議長として行われた懇談会において、金解禁即行論が優勢であつたが、児玉、森、外海ら金解禁即行反論者も存在した。彼らは、為替が低位にある現状が貿易にとって望ましいと議論を展開していた。また中間的な条件

付き金解禁の慎重論者が、阿部、飯島、武藤、西尾であった。早い時期からの金解禁論者であった武藤は、この時は実施時期を法律によって定めるべきであると議論し、西尾は無産運動の側から予想される不況対策としてまず社会政策を実施すべきであると主張した。その他は、神戸や松崎ら経済学者は急進的な金解禁即行論を展開、財界人も山室を筆頭にほぼ即行論に賛成しており、翌日の大阪朝日は、「関西各方面の権威集り金解禁促進の烽火挙る」〔大朝〕一九二八年六月三日と報じていた。

また懇談会の議論から具体的に一歩進めるために「金解禁準備調査会」が設けられた。七月はじめには理事会が開かれ、第一に「最近に於ける国際収支の関係を精査すること」、第二に「なるべく具体的数字に依り金解禁の結果が一般国民、殊に財界に不安なき事情を徹底せしむるに努むること」、第三に「解禁断行と否とに拘はらず促進準備として政府、日銀、民間金融業者并に一般国民が如何なる態度を取るべきかを明かならしむるに必要な事項を調査すること」、また調査は常任理事に一任することとしていた。常任理事の顔ぶれは平生と和田、下田、高柳、松崎、加藤らであった。⁽⁵¹⁾ 懇談会には参加していなかった平生が「金解禁準備調査会」の常任理事となっているのは、自由通商運動の関係もあつて和田、下田、高柳らと親しかったこと、何よりも彼自身が金解禁即行論に同調するようになっていたことによるのであろう。なお当日の理事会で金解禁即行反対論は兎玉一人であり、その兎玉も絶対反対論ではなかった。⁽⁵²⁾

一方、旧平価での金解禁は為替高となつて製造業の国際競争力が落ちることも懸念されていた。しかし、主要な原料を輸入に頼るような加工業では、その打撃は相対化されるとも見られていた。栗本、片岡など大阪工業会関係者で自由通商運動に協力的な経済人は、むしろ為替の回復によつて工業原料が安くなるという主張を行っていた。さらに紡績連合会委員長で前記懇談会で慎重論を述べていた阿部も、同様の観点から一〇月末には強気の見通しを

語るようになる。紡績業としては、金解禁による為替高の与える打撃は「原棉安によって七割まではカバー出来るから、問題は残る三割にかかる」として、これは努力で吸収できるので問題は実施の時期であると強気の見通しを語っている。さらに阿部は今となつては「もし当局が非解禁の声明でもしようものなら、アメリカあたりでは日本の経済状態に何か根本的な欠陥があるのでないかとの危懼を抱くに至るであろうし、為替は忽ち暴落を演じ、それによつて受ける動揺の方が蓋し恐るべきものがあるう⁽⁵³⁾」と述べている。綿業界でも金解禁後の見通しは一様ではなく、また大阪にも金解禁問題懇談会にも見られるように金解禁に対する慎重論は少数派ながら存在した⁽⁵⁴⁾。しかし、また紡績業界を代表する立場にある阿部の金解禁を恐れるに足らずとする発言は、業績良好な大手紡績業、また加工貿易の盛んな大阪経済の一面を表していると言えよう。

平生は、その後金解禁即行論への確信を深めてゆく。「実業家の見たる金解禁」〔大阪工業倶楽部〕第一一六号、一九二九年一月⁽⁵⁵⁾上で、金解禁即行論への反対論として、第一に正貨の激減、第二に為替の上昇による貿易の悪化、第三に物価低落による経済的混乱、第四に金利の上昇などへの懸念があるとして、それらに反駁を加えている。

金解禁論の東漸

一方中央の財界では、金解禁論は当初なかなか表面化しなかった。たとえば九月半ば、三井物産常務の安川雄之助は、平生に対して、財界の中心人物が集まった会合で金解禁が話題になったとき、金の流出は心配ないととして「一人も金解禁に反対するものなき」にもかかわらず、「一人として之を大蔵大臣に進言する」者がいなかったと述べていた。なお安川自身は「金解禁即行と自由通商主義」の点で平生と同意見であることを表明している⁽⁵⁶⁾。ところが、一月後の一〇月二日には、東京・大阪両手形交換所総会が金解禁即行を、同二五日には日本商工会

議所が金解禁断行に関する建議を決議し、金解禁論は一挙に盛り上がった。当時の一記事は、「今年に入ってから
の金解禁運動の火元は確かに大阪である」と述べ、銀行業では、東京は大阪に比べて「上に大蔵省あり、仲間
に正金その他の特殊銀行があるから、大阪の如く単純なる決議や申し合わせに到達することは頗る困難」であつたが、
大蔵省の風向きが少し変わったのを見て、大阪側の氣勢に東京の銀行が同調したと伝えている。⁽⁵⁷⁾ 金解禁論は、大阪
を発火点として東京にも広がつたのである。

それでも日本工業倶楽部は、国内の工業製品が外国の「安い優良品」の侵入に対抗できないことを恐れて、金解
禁の決議を行わなかつた。日本経済連盟も同様であつた。⁽⁵⁸⁾ 鉄鋼業のような未だ保護育成中の重工業にとつて、金解
禁への不安は大きく、工業倶楽部などはこの懸念を無視できなかった。

一二月には、経済審議会が、速やかな金解禁断行を可とする答申を行う。もつともこの答申は、金融や産業に激
変を生じないように準備をして後に断行することとなつており、しかもその具体的な方法の提案がなかつたために、
平生は「微温的にして政府追従的決議」であり、審議会は「無用の長物」であると断じている。⁽⁵⁹⁾

金解禁政策の動搖

他方政府では、三土蔵相が金解禁論の盛り上がりによって動き始めたが、株価が暴落するとその方針は動揺し
た。⁽⁶⁰⁾ そもそも政友会内には高橋前蔵相をはじめ消極論が多く、またその伝統的な積極政策や地租委譲政策は、緊縮
財政をとまなう金解禁政策とは相容れなかつた。

平生は、「金解禁すらできぬ財政窮乏の日本政府」を「膨大なる予算を以て不必要なる鉄道計画をなし又自作農
設置とか、米穀法とかを以て国庫を浪費しても一部農民の意を迎へん」とするものと批判し、また繁栄を謳歌す

る米国と比較して、「実に雲泥の差あり」と評している。⁽⁶¹⁾ 地方利益を志向する政友会の伝統的な財政方針が批判の対象となっていた。⁽⁶²⁾

動きのとれなくなつた三土蔵相は金解禁について曖昧な発言を繰り返し、為替、株価の低落などさらに財界の動揺を誘うことになつた。結局一九二九年五月末には、動揺する財界の様子を見かねて政府の意図を問いただしに来訪した井上準之助、團琢磨、郷誠之助ら日本経済連盟会代表に対して、三土蔵相は、金解禁は即行せずと言明した。内閣の内情と経済政策にも通じていた野村徳七は、政友会の金解禁問題への対応が動揺する様子を平生に対して次のように語っている。「現内閣の閣僚は政友会の伝統的政策維持のため金解禁は絶対に決行せざる考を以て其政治方針を立てつつありしも、其後財界に於ける有力者の意見は金解禁に傾き、之に対する朝野の議論は囂々として政友会の方針に反対するが如く、金解禁にあらざれば財界の救済も産業の復興も不可能なるが如く論述せらるるに至りしを以て、政友会内閣も一時は地租移譲案の如き政友会の伝統的政策をも之を棄て、一路金解禁に進まんとの意向となり、三土蔵相も変説論の結果解禁説を香はするに至りたるが、其影響は意外に激烈にして公社債は勿論、株式も急暴落を呈し、財界は恐怖状態となりたるより、一時金解禁を高調せし人々も意外の影響に驚き、如比く財界が無理解なるに於て金解禁を決行せば、其影響するところ甚大にして、再び恐慌を引起すの恐あれば、十分の準備をなさざればとても決行不可能なりとの説が有力となり、政府も亦非解禁論に後戻りしたるが如き様子である。野村は、また勝田主計文相も金解禁の準備として「官吏の淘汰を以て行政整理をなすことは社会政策上決して好ましきことにあらず」と首相に説き、この説は「高橋氏の重金論と相待つて中々に有力」で、株式証券市場の恐慌状態とあいまって、政府は「到底一二年中には実行せざるべし」と見ていた。⁽⁶³⁾ 一時は政友会の伝統政策を捨てて金解禁に傾いた三土蔵相も、株式市場の動揺、勝田文相や「重金論」の高橋などの影響により政友会内で慎重論

が高まったのを受けて、金解禁を断念したのである。

田中内閣の終焉と大阪財界の評価

金解禁問題で迷走し、緊縮財政の方針を打ち出せない内閣に、財界、特に大阪財界は厳しい目を向けるようになっていた。

張作霖爆死事件の責任者処分問題で首相が天皇に叱責されたため内閣総辞職に至ったとき、財界人の田中内閣へのコメントは経済政策の面から厳しいものであった。⁶⁴

大阪毎日新聞に掲載された「内閣投出と財界」(『大毎』一九二九年六月三〇日)は、数人の大阪財界人による手厳しい批判を紹介している。たとえば大阪商工会議所副会頭の森平兵衛は、「田中内閣があつた後を受けてと角の非難はあるが、整理を行つて財界を安定せしめたことについてはその功績を認めてやらなければならぬ、しかし財界不祝の今日、財政の緊縮を標榜して国民に範を示さなければならぬにも拘らず積極政策を叫んで放漫の財政政策を遂行したことは実に禍根を残すものといわなければならぬ、……殊に国民の痛切に要望している金解禁を容易に断行の勇氣がないようであるからこの点から見ても存在の理由がないといふべきである、とに角今回の総辞職は人気の転換を計る意味においてよいと思う」と述べている。大阪財界の重鎮渡辺千代三郎は、「次の内閣はもつと真面目であつてほしい、田中内閣のように、殊に田中首相のように、てんで経済上の知識もない人が従来はいきさつや目先の世辞をとり入れて、定見のない積極政策を行われたものでは真面目な国民が迷惑する、もつとも田中内閣も種々な案は立てたが、これを実行することが出来ずに終つたのは不幸中の幸であつた、次の内閣はこれにこりて先ず徹底的に政費の削減を断行しなければならぬ、公債なども現在の六十億円などもつての外だ、こ

したいわゆる消極政策を実行すれば、不景気は勿論来るであろう、しかし国家永遠の基礎を固める上には二年や三年の不景気は誰れしも我慢しなければならぬことだ、金解禁もまた大いにやるべし、十億円以上もある金を全部海外に出すつもりになれば難なく出来る」などと述べている。また阿部房次郎も「内閣の更迭はこの際行詰った財界と鬱積した人心を転換せしむる上にまことに結構だ、次に誰が組閣するか判らないが、何を置いても切望してやまないのは徹底的な財政の緊縮である、政友会の積極政策の根本的立て直しである……田中内閣が経済的に何をなしたかといえただだ失敗の一語につきるのみだ」と述べている。

金解禁即行論に賛同するかどうかはともかく、緊縮財政に背を向ける田中内閣に対する大阪財界の目は厳しかった。このような政友会内閣の財政経済政策への厳しい批判は、反射的に次の浜口雄幸内閣への期待へと向かう。

第二章 民政党内閣の成立

一 井上準之助蔵相と大阪財界…経済更新会の設立

金解禁政策と井上準之助蔵相

田中内閣総辞職の後、一九二九年七月二日浜口雄幸が組閣の天命を受けて首相に就任し、民政党内閣が出現した。同月九日内閣は一〇大政綱をかかげて、政治の公明、民心の作興、綱紀革正、対支親善、軍縮促進、整理緊縮、非募債と減債、金解禁断行、社会政策の確立、教育の更新を政策の柱とすることを宣言した。外交面での国際協調、経済政策における金解禁、緊縮政策、労働組合法案など社会政策がその柱であった。

経済政策では、財政の整理・緊縮、非募債と減債、金解禁の断行がその中心であり、党外から就任した井上蔵相がこれらの政策を担うことになる。民政党にも入党した井上は、閣内において大きな影響力を持つことになった。

ただ組閣当初は、井上の民政党内閣での蔵相就任はむしろ驚きをもってむかえられた。井上は政友会の高橋と組んで財界救済を行ってきたため、しばしば政友系とみなされてきたからである。⁽⁶⁵⁾

だが、一九二〇年代半ば以降の井上自身の政策的方向性は、憲政会・民政党の財政緊縮、国際協調路線に近かった。⁽⁶⁶⁾

また井上自身、以前から金解禁慎重論の言動で知られており、組閣直後は金解禁を断行するのか疑問も持たれた。井上は一九二九年四月、民政党とも関係の深い新日本同盟の例会において「金輸出解禁問題」⁽⁶⁷⁾と題して講演を行っている。そこでは井上は金解禁には、緊縮財政、消費節約などの準備期間が必要であるとして、即時解禁論には否定的な結論を述べている。田中内閣末期、経済界を代表して金解禁につき三土蔵相に問いただし、金解禁不実行の回答を引き出したことは、強い印象を与えていた。

しかし井上は、金解禁政策自体に否定的であつたわけではない。むしろ彼自身が緊縮財政など準備を整えて、金解禁を行う自負を持っていた。⁽⁶⁸⁾ 実際井上蔵相は組閣後、一九二九年度予算の組み替えを行い、思い切つた実行予算を組んで経費節減を行う。

財政金融家としての井上は、順調なキャリアを積んでいた。一九一九年に日本銀行総裁になって金融の緩和により第一次世界大戦後の不況を救済し、一九二三年第二次山本権兵衛内閣においては蔵相となり関東大震災後の経済界の復興策を行う。一九二七年の金融恐慌時には再び日銀総裁となって高橋是清蔵相のモラトリアムに協力した。日本銀行総裁、蔵相を経験した井上の財界における存在感は、高橋是清とならんで大きいものだった。この間井上は、金融界を背景に財界世話人としての地位を確立していた。⁽⁶⁹⁾

井上蔵相の自負の背景には、国際金融家としての側面があつた。井上はモルガンなどウォール街の国際金融家と

関係が深く、外債借り換えなどにも鑑みて、国際金融家のネットワークとの協調からも金解禁は必要と判断していた。⁽²⁰⁾ 実際、一月一九日、津島寿一財務官を通じて英米から総額一億円のクレヂットを成立させ、金解禁を行っている。⁽²¹⁾ さらに、一九三〇年九月には、第二回四分利付英貨公債の借換に成功する。

しかし、浜口内閣が行った旧平価による金解禁は、実質的に為替の切り上げを意味し、産業界にとっては厳しい結果を生む可能性があった。そのため、金解禁政策が表明されると株価が下落したように財界は不安につつまれていた。特に国際競争力の弱い鉄鋼業などは苦境に陥ることが予想された。

金解禁が表明されたとき、経済界において明確な支持表明を行ったのは銀行業界であった。一九二九年一月、金解禁が発表されると東京・大阪・名古屋のシンジケート銀行団は金本位制維持支援の申合せを発表している。銀行界が金融恐慌救済の過程で生じた余剰資金の海外への投資を求めたこと、外債の借換のためには金本位制の採用が必要であると考えられたこと、緊縮財政を支持したことなどがその理由としてあげられる。

他方産業界において井上蔵相の緊縮財政と金解禁政策支持を明確に表明したのは大阪財界の有力者からなる「経済更新会」である。経済更新会は井上蔵相を通じて浜口内閣と緊密な関係を持つことになる。また経済更新会の首脳部の一部は自由通商運動のそれとも共通していた。この経済更新会を通じた大阪財界の支持を浜口内閣、特に井上蔵相は重視する。

以下では、経済更新会の発足と活動及び政府との関係を通じて、大阪財界と浜口内閣の密接な関係を検討する。

経済更新会の設立

不評の田中内閣の後を受けて一般的に浜口内閣の成立は好評のうちに成立したが、特に大阪財界は金解禁と緊縮

財政をかかげる内閣に大きな期待を抱くことになった。大阪毎日には、「浜口内閣と財界…井上新蔵相を中心に局面打開策樹立を渴望」(『大毎』一九二九年七月三日)と関西財界の新内閣への期待を紹介している。経済更新会の中心となる平生もこの時政友会の「乱暴なる人事行政、傍若無人なる利権、公費の切売、腐敗政治」と対比して、民政党内閣の成立を好ましいと記している。⁽⁷²⁾

他方、政府首脳も、内閣成立早々来阪して講演会などを行い、歓迎を受けている。組閣間もない七月二四日、浜口首相らは伊勢神宮参拝の後來阪し、大阪商工会議所に於て大阪経済会、大阪工業会、大阪商工会議所主催の経済懇談会において金解禁に関する演説をおこなっている。浜口の演説に対して平生は、「如何に浜口氏が真面目にして憂国の誠心を以て殉国の精神を以て一身の利害を顧みず一党の利害を超越して一路金解禁の実行に向ひつつあることを証するものにして、其誠意と勇氣とは実に賞賛に値するもの」と感想を記し、非常な好感を抱いた。⁽⁷³⁾ また閣僚では井上蔵相のほか、安達内相なども年内に来阪し、新内閣の方針の宣伝に努めている。⁽⁷⁴⁾

内閣成立直後の首脳の来阪は、民政党内閣の関西地方の重視を示している。しかし田中内閣下においても稲畑、渡辺、湯川、堀啓次郎(大阪商船社長)ら長老の肝いりで「戊辰会」が作られるなど、大阪財界と内閣の交流は行われており、⁽⁷⁵⁾ 本会もその延長線上にあつたとも言える。そのため平生は、来阪した浜口首相には好意を抱いたもののその歓迎会が稲畑大商会頭らによって主催されたものであることに不満を抱いた。稲畑を「暫間的根性を以て高壇に独り椅子に座し」云々と評しているように、真面目な政策的共感に基づくものではないと平生は考えたのである。⁽⁷⁶⁾

これに対して、積極的に金解禁と緊縮財政を支持するための「経済更新会」が組織される。この会が井上蔵相と大阪財界とを結ぶ重要な役割を果たすことになる。

もつとも井上は入閣当初から手放しで支持をうけていたわけではなかった。最初は金解禁慎重論者として知られた井上蔵相の方針が予測できなかつたからである。

〈財界六感〉は「井上新蔵相は有名な八方美人、今度などもうまく泳いだところだろうが、僕は、破綻の禍根がここに培われているという予感からどうしても解放されぬことを遺憾とする。」（『大朝』一九二九年七月三日）とその「八方美人」的性格を手厳しく批判していた。大阪毎日の下田も、井上の従前からの金解禁への態度に加え、党外から内閣に加わつた点、さらに彼のそれまで要領の良さ、才知の人という人格的印象とがあいまって当初は井上の金解禁への取り組みの真剣さについて疑われていたと回想している⁽⁷⁷⁾。

井上とは旧知の間柄であつたにもかかわらず、平生も必ずしも最初から全面的に井上を信用したわけではなかつた。浜口に首相の大命降下があつた時点において、片岡安、平生ら大阪クラブ有志は、民政党員中随一の財政通である若槻を蔵相に起用することを浜口、若槻に進言していた。井上の蔵相就任は平生を困惑させ、金解禁慎重論の井上が急に説を変えろとは思えないので浜口首相が金解禁の方針を変えたのかとその意図を疑つた。平生はすぐに井上に対して「御就任を祝し、一路金解禁の実行に進まんことを希望す」と電報をうち、さらに大阪自由通商協会常務理事の名で、浜口、井上にあてて「本会は通商自由運動に御理解ある閣下が今回大臣の重任に就かれたるを聞き満腔の祝意を表す。願くは刻下我国経済界の安全を欠く根源たる金の輸出禁止に対し鋭意解禁の御準備を願ひ、一日も早く其実を挙げられんことを切望す」と、金解禁断行を促す意図を含んだ祝電を送つた。ただし、平生は浜口、井上が財政の緊縮、国債整理を第一にしていることは評価していた。⁽⁷⁸⁾

このような消極的な井上への印象も、井上が民政党に入党して覚悟を示し、また先頭にたつて金解禁のための準備として早速予算の組み替えを實行して、国民的運動を起す姿勢を示したことにより変わつてゆく。

平生は、井上が一〇大政綱発表と同時に民政党に入党した後、「民政党と進退を共にするの覚悟を以て又真の政治家として行動すべく国家の利害を以て自ら任じ誠心誠意国家のために尽瘁するの決心」を固めたと考え、「大に満悦に堪へざるなり」と記している。平生は、井上が「今日までの如く自己の栄達のために政治又は経済界の風潮動静を利用せんとする如き態度」をとっているのは国民の信望を得られないだろうと記し、この「心機一転」により、「真にこの心を以て動かすべからざる心として終始せんか、氏は尊敬すべき有力なる政治家として其終を全ふすべし」と記している。平生は井上蔵相が国家のために己をすてて貢献することを期待し、彼に直接会って自己の所信を述べるつもりであった。⁽⁷⁹⁾

井上蔵相は浜口首相につづいて八月半ばに関西を旅行し、演説してまわった。一四日には、午後から大阪商工会議所懇談会に出席し約一時間にわたり演説した後、大阪官民合同晩餐会に出席、さらに大阪毎日新聞主催の講演会において「国民経済の建直しと金解禁」と題して講演会を行った。雨中に中央公会堂で行われた講演会では五千人が詰めかけて立錐の余地のない盛況となり、熱狂的歓迎を受けた。⁽⁸⁰⁾この時の井上蔵相の関西旅行における演説は、その金解禁準備への熱意と気迫により、大衆を熱狂させていた。⁽⁸¹⁾

ただし、大阪のメディアは、一方で井上蔵相が金解禁の時期をあきらかにせず、そのための準備として「緊縮」を呼びかけていることにはいらだっていた。たとえば大阪朝日の〈財界六感〉は、「金の解禁を伴わざる財政経済の緊縮は、ただ国民をして緊縮に原因する悪影響の続出と闘わしむる結果に陥り、財界に対する転機の積極的構成を誘導する動因をなすに足らぬ」(『大朝』一九二九年七月二八日)と述べている。同じ朝日、毎日でも、大阪朝日、大阪毎日、東京朝日、東京日日よりも金解禁問題へのボルテージが高く、金解禁即行論を唱えていた。⁽⁸²⁾

平生も井上蔵相が金解禁の時期を明らかにしない点に批判的であった。平生は旧知の民政党議員一宮房次郎(大

分県選出）を訪問し、井上の大阪における講演は中々の盛会であったが、「如何にも隔靴搔痒の嫌ありて大阪人の期待に反するものありしを以て新聞紙なども少しく冷し気味となりたる恐あり」と伝えている。この時平生は、蔵相の「金解禁をなすも相当の準備さえ整ひあれば金流出の恐なし」との見解に触れて、現状でも金の流出を恐れる必要はなく「何を恐れて金解禁を躊躇するや」と意見を述べている。⁽⁸⁵⁾

それでも積極的に金解禁と緊縮財政を支持し、むしろ井上蔵相を鞭撻するために「経済更新会」が結成される。その中心となったのが、平生と阿部房次郎、伊藤忠兵衛らであった。

経済更新会は、当初政党人となった井上の支持者によりその個人的な後援会として「清敬会」が企画され、その発起人が募られたことに端を発している。⁽⁸⁶⁾ その趣意書を読んだ平生は、井上個人の後援会は意味がなく、むしろ政府の政策を支持する政派を超えた大阪財界人の会を作ろうと考える。⁽⁸⁷⁾ 当初平生は中根貞松日銀大阪支店長などにも相談するが、中根は立場上表には出られなかった。九月末平生は大阪クラブにおいて伊藤、阿部と会合して、会の発足を決めている。この場において平生は「全然政党政派を超越し個人関係より離脱し現内閣が行はんとする財界建直しの経済政策に共鳴し之を支持し之を応援し又時に鞭撻を加へて其実行を促進すべき一団を造ることが機宜の処置」であるという意見を述べて、彼らの賛同を得ている。この時、第一に阿部、平生と、安宅弥吉、片岡安、坂田幹太、喜多又蔵、高柳松一郎、村田省蔵らを発起人とする事、第二に「普通会员よりは会費を徴取せず、発起人より支出する会費と寄付金とに依る」こと、第三に「政党政派に関係あるものは除外すること、第四に「相当の会員募集の上は浜口首相、井上蔵相を招きて本会設立の趣旨を公会席に於て演述して両氏の諒解を得ること」、第五に「本団体が共鳴し支持する財政々策が達成せられたるときは本団は解散すること」を三人で決定した。⁽⁸⁸⁾

平生はすぐに、自由通商運動などにおいて密接な関係にある村田を訪ねて協力を依頼し、承諾を得た。その場に

おいて平生は経済更新会発足の意図を次のように説明している。「東京の実業家が常に権力に阿附して自己の功利欲を満足せしめんとし時の政府に盲従するを以て得々たるが、大阪は独立自主を以て生命とせる実業の市、町人の都として伝統的名譽を維持せざるべからず。夫には政府の政策として国家の福利増進のため適當と見たるものは之に共鳴し、之を支持し、之に援助し且鞭撻を加へ以て大阪実業家の威信を保持することに努めざるべからず。夫には個人の後援会とか又は政府の要人を酒樓に招きて宴を張りて意見を交換する如き秘的会合や内的集団は之を避け公然たる団体を以て公然と其主張を明かにして以て正々堂々大阪実業家の態度を示さざるべからず。斯の如き先例を作るには本会の如きは好箇の会なり」。⁽⁸⁷⁾「権力に阿附」する東京の財界に対抗して、独立の立場から「正々堂々大阪実業家の態度」を明らかにして政府を鞭撻しようという平生の意図は、この後も繰り返し表明される。

平生、阿部、伊藤の三人が中心となつたのは、第一に彼らが井上と旧知の間柄であつたことによる。若い伊藤はあまり表に出ていないが、井上と平生を恩人とよぶほど、両者と関係が深かつた。⁽⁸⁸⁾伊藤は阿部とも親しく、平生と阿部を仲介する役割を担つたと思われる。阿部は、金融恐慌時における近江銀行の整理の際、井上と交渉をもつて以後親交を深め信頼関係を築いていた。⁽⁸⁹⁾近江銀行は、伊藤、阿部ら綿業界に勢力を持つ「近江商人」の機関銀行の役割を果たしていた。井上の財界世話人としての側面が、紡績業界の支持と関連があつたことは否めない。

また彼らが政策的に民政党内閣のそれを、特に井上財政を支持していたの言うまでもない。だが、積極的に政治に関わることに躊躇があつたのは当然であつた。その意味でこの会に最も積極的であつたのは、平生であろう。平生は、浜口の来阪後、内閣に二、三年「真面目なる政治を行はしめ政界の腐敗を廓清せしめんとせば、民間に於て憂国の士は進んで資を募りて総選挙を後援すべし」とまで考えるようになる。平生は大阪毎日新聞社経済部長下田の招待の席で、湯川、中根、喜多、村田らにこの主張をのべたが、彼らが「一笑に付したるには意外」と記すほ

ど、真剣に浜口内閣を支援すべきであると考えていた。⁽⁹⁰⁾ 平生は、井上蔵相が金解禁のための準備として節約などを説きながら、なかなか解禁の時期を明言しないことなどには批判的ではあったものの、そうであればこそ金解禁に向けて鞭撻すべきであると考たのであろう。

平生は、阿部の提案にもかかわらず稲畑ら大阪財界の長老をメンバーに加えなかった。稲畑には今回の世話人は「元老格の菊地、渡辺、稲畑、湯川、堀五氏を除いて若手の人々をもつてする」と説明することとした。⁽⁹¹⁾ 平生は、保護主義の稲畑とでは相容れなかった。同時に、長老をはずすことにより従来の中央との連絡とは一線を画するという意味合いを強調しようとしたと思われる。

他方この会が民政党の政策を支持する以上、その政治性を警戒されることにもなり、この点は苦慮されるところであった。たとえば平生は八代住友銀行常務にも誘いをかけるが、八代は、個人としては趣旨に賛成であるが、住友との関係で政治との関係を持つことはできないと距離を置いた。⁽⁹²⁾ 平生は会の超党派的性格を強調し湯川も巻き込もうとするが、結局彼らは名前を出さなかった。

平生たちは、発起人や委員の選定を進める一方で、超党派で政府の緊縮財政、金解禁政策を支持する会をオープンにするため、趣意書、規約をさだめることとなった。その結果一〇月の半ばには次のような趣意書、規約を定めて勧誘状を発することになった。⁽⁹³⁾

趣意書

吾人は現下の経済国難を打破する為、財政を緊縮し国債を整理し金輸出解禁を断行し国家財政の基礎を鞏固ならしむると共に国民経済更新の途を拓かんとする現政府の政策に共鳴し万難を排して之が実現に精進せんことを

以て念とし茲に同志相謀りて経済更新会を組織す。

吾人は実業界に身を置き何れの政党政派にも関係するものにあらず。随つて現政府乃至其与党と必ずしも総ての政見を同ふするものにあらず。又私交私情に依つて当局を声援せんとするものにあらず。然も敢て本会を組織し現政府の財政経済政策を是なりとして進んで之を支持せんとする所以のものは実に財政の前途に深憂を抱き時局匡救の途、他に之を求むべからざるを信ずるが為に外ならず

同憂同感の士奮つて賛同せられんことを切望す。

規約は、次のように定められた。一、本会は経済更新会と称し事務所を大阪市北区中の嶋一丁目大阪経済会事務所内に置く 二、本会は国家財政の緊縮と国民経済の更新を目的とし之に合致する政策を支持し其遂行を後援するものとす 三、本会の会員は現に政党政派に關係なきものを以て組織す 四、本会に委員若干名を置き諸般の事務を処理す 五、本会入会者は委員の推薦に依るべきものとす 六、本会の経費は寄附金を以て之を支弁す 平生は、この趣意書及規約を以てすれば、「大阪に於て特に政友会との密接なる關係ありて民政党内閣に多少といへども援助を与ふるを好まざる利権屋又は情実的關係ある人々の外は必ず賛加を躊躇せざるべきを信す⁹⁴」と記している。政友会關係者を除いた超党派的な井上財政の支持団体が可能であると考へたのである。

その後、さらに調整を加えて一〇月二六日経済更新会の発起人が集まり、規約などが発表される。

以上設立の経緯から経済更新会の発起人や委員会メンバーの核は、平生らの自由通商運動やロータリークラブの關係者と阿部らの綿業關係者となつた。発起人には、平生と阿部のほか、田附政次郎、片岡安、弘世助太郎、安宅弥吉がなり、一〇月二六日に大阪クラブで開かれた委員会には、以上の顔ぶれのほか、岩井勝次郎、栗本勇之助

阪田幹太、喜多又蔵、上野精一、高原操、高木利太、下田将美が出席し、趣旨書、規約を発表する。⁽⁹⁵⁾このうち、上野、高原は大阪朝日の、高木、下田は大阪毎日の幹部であり、彼ら在阪メディアとの協力は自由通商運動と同様に経済更新会の存在感を高める要因となる。

この間、平生は井上蔵相と面会し経済更新会の趣旨を説明して浜口総理の来阪及び発会式への参加につき承諾を得ている。⁽⁹⁶⁾こうして平生たちは、一月、経済更新会の発会式に浜口、井上を招き、政府首脳との密接な関係を示すことになる。またその直後に平生は、当時問題となっていた官吏減棒につき、井上蔵相に中止を勧告する書簡を送っている。書簡の中で平生は大阪の実業界での撤回論、大阪朝日、大阪毎日の社説などを紹介して、不人気な政策の強硬は発足する経済更新会への入会にも差し支えると意見した。平生は、官吏減棒のような「小問題」のために、大事な政策が蹉跌することを恐れた。⁽⁹⁷⁾平生は経済更新会発足の準備を進める一方で、井上蔵相との連絡を密にしようとしていたとも言えるだろう。

一方この間、政府は、金解禁の政府発表を急いだ。浜口首相、井上蔵相の来阪直前の一月二二日に、政府は翌年一月一日に金輸出の解禁を行うと声明を発表している。同日、東京・大阪・名古屋のシンジケート団が金本位制維持支援の声明を発表した。平生は「産業界の安定のため余等が極力断行を主張したる金解禁も愈来年一月一日を以て決行せらるることなりたるは実に愉快此上なきことなり」⁽⁹⁸⁾と日記に記している。

当時大蔵省の財務官であった津島寿一の回想によれば、金解禁に関する政府の当初の方針は、翌年一月に実施すると同時に解禁の省令を交付するというものであったが、「世間の空気」におされて、一月と公表を早めていた。そのために井上蔵相は解禁後の為替維持のための資金需要に応じるため津島にニューヨークでのクレジット設定交渉を早めるよう督促していた。⁽⁹⁹⁾経済更新会設立に至る動向も、金解禁の発表を早める「世間の空気」の一部を作っ

ていたといえよう。

設立総会と浜口首相の来阪

声明後の二四日に井上は来阪し、経済更新会的首脳部と二七日の設立総会の打ち合わせを行っている。阿部が自宅に来阪した井上、柴田善三郎大阪府知事、平生、伊藤、児玉、村田、阪田ら経済更新会の世話役を招いたのである。

そのうえで二七日には浜口首相が来阪し、経済更新会の委員が出迎えた。首相は旅館花屋にて彼らと引見し「今回大阪に於ける有力なる商工業者が一団となりて経済更新会を発起し以て現政府の経済政策を支持し後援せらるることは実に大なる助力」であると謝意を述べた。

これに対して平生は、首相の来阪に謝意を述べると同時に、「本会の如き破天荒の団体が生じたる理由」について次のように述べた。「大阪に於ける実業家即ち商工業者は大小強弱の差こそあれ独立自営せるものにして自己の根幹を有するものにして寄生木にあらず。又大阪は古来町人の都として実業に従事する人々はみな business man である。business なるが故に business に関しては鋭敏炯眼にして能く自己の取引先に対する資力手腕信用の程度を窺知するの明を有するを以て互に過信せず。……（中略）……かくて大阪に於ける商工業者は自己の実力に依り経営をなさざるべからざるように余儀なくせられあるを以て比較的根底堅実なれば金解禁に対しても之は経済立直しのため産業界の安定のため必然のものなることを覚悟し、多少の犠牲は止を得ざるものとして其断行を希望したるなり。之れ本会が殆んど商工業者の全部を網羅して成立せし理由である」。これに対して、「東京に於ける実業家の多数」は「政治に絡み政府に依頼して事業をなさんとし、利益を獲得せんとし、補助金とか低利資金とか保護関税

とか奨励金とか何れにしても国家の保護に依りて自己の interest を擁護せんとするの念強きを以て、たとへ現政府の政策が是なりと信ずるも反対党が之に反対の意見を有し居るを知りたる以上進んで之を支持し後援することができぬ。何となれば現内閣が倒れて反対党が朝に立ちたるときに犬糞の報復をなさんことを恐るればなり。平生は、大阪において経済更新会が成立した理由をその経済的自立性から説明したのである。

この後平生はさらに保護政策、特に保護関税批判を展開し、「今日迄為政者が執りたる産業振興の政策は余りに保護に傾きたるものである。然るに現内閣に於て保護関税の整理を思立ちたるものが真に機宜の処置といふべく余等の尤も喜ぶところである。……（中略）……余は保護関税の如きは漸次に軽減して産業の合理化、科学的経営法を案出せしめて以て外国品に対抗せしむるの基を造くることに指導せざるべからずと考ふ」と述べている。平生は約三〇分にわたり、自由通商運動と関連させながら、経済更新会の趣旨を首相に説いたのである。⁽¹⁰⁾

この後大阪クラブにおいて、経済更新会主催の浜口、井上の演説と質問が行われた。浜口首相の演説は、金解禁断行後も「公私経済の緊縮」の継続により、物価の低落を促して国民生活の脅威を除くと同時に、輸出の増加、輸入の抑制をはかり、他方で「国民の勤儉力行」により資本の蓄積、国力培養の基礎を作る方針を継続すること、さらに産業貿易の堅実なる発展を行うために産業合理化、能率増進、国際貸借の改善、国産の奨励、交通政策の改善などを行うと述べて、最後に経済更新会の政府の政策への支持に謝意を表するものであった。⁽¹⁰⁾一方井上蔵相は、内閣成立時の在外正貨の不足、外債借換えの必要、クレヂット設定などの金解禁にこぎ着けるまでの苦勞話を語り、今後は合理化、能率化による産業、輸出の振興が必要であるなどと述べている。⁽¹⁰⁾その後、片岡安、下田、栗本、東川、安宅、和田、前田辰之助らと井上蔵相との間で経済、産業、軍縮問題に関する質疑応答がなされた。軍縮については、更新会の名においてロンドン海軍軍縮会議に出席する若槻全権に激励の電報を送っている（『大毎』一九

二九年一月二八日)。

かくして経済更新会の設立総会は大盛況のうちに進行した。⁽¹⁰⁵⁾ 浜口首相自身、日記において、「出席者三百余名、非常破天荒の盛会」のなか井上蔵相とともに一場の講演をなしたとその感銘を記している。⁽¹⁰⁶⁾

この後井上蔵相の関西銀行大会のための来阪にあわせて経済更新会の大会が毎年十一月に開催されることになる。⁽¹⁰⁶⁾ そのほかにも井上蔵相の来阪の際には経済更新会との懇談会などが開かれ、また平生をはじめ関係者による東京の井上訪問が頻繁になる。

二 井上蔵相と自由通商・齟齬と関係修復

(イ) 経済更新会における亀裂

このように井上蔵相を中心とする金解禁政策、緊縮財政を支援する団体として盛況の内に成立した経済更新会であるが、その内部は必ずしも一枚岩でなかった。

まず会の核となる阿部ら綿業関係者と自由通商を推進する平生の関係は同志的なものではなかった。二四日の阿部邸での打合せにおいて、高価な茶道具などをみせられた平生は、「何分江州商人の血を伝へたる町人の末裔として獲利に敏にして自己満足に耽ることは免る能はざる人なれば、数十万金を費して画幅を購ひ古道具を蒐集するに熱中すれども、其幾分を割きて同胞を救済する念を生ぜざるは如何にも嘆はしきことなり」⁽¹⁰⁶⁾ とその富豪ぶりを苦々しげに描いている。綿糸関税問題をかかえる紡績業界は、当初必ずしも自由通商運動に積極的ではなく、この点も影響していたであろう。平生は、紡績業者について「先見の明なくして綿糸関税の撤廃又は軽減を恐れて我々の運動に賛加せず」⁽¹⁰⁷⁾ と不満をもっていた。それでも平生と阿部の関係が破綻することはなかったが、たとえば東洋綿花の

児玉と平生の關係は会の発足当初から悪化していた。⁽¹⁰⁸⁾

経済更新会においては、財政立て直しを支持することなどでは一致していたが、平生たちの自由通商運動がすべて支持されていたわけではない。打合せにおいて平生が関税問題を質問したいと申し出たのに対して、坂田、村田からは、説を異にする人もいるので見合わせるようにという意見があり、結局大会では質問しないことになった。⁽¹⁰⁹⁾ 当日における自由通商に関する平生の浜口首相への具申は、公の場でなされたものではなかった。実際、更新会にも小畑源之助（日本ペイント社長）など保護主義者が存在していた。

また、浜口首相や井上蔵相が為替の均衡を念頭に国産品愛用や消費節約を説いていたことには異論が強かった。「財界六感」は「私には蔵相が、国産品を愛用しさえすれば、堂々と外国品と競争出来るといつているその意味が解らない。割安の外国品がある以上、割高な国産品で競争出来るといことは、われわれの常識の許さぬところである」(『大朝』一九二九年八月二三日)と述べている。批判の背景には関税審議会で金解禁対策として、保護関税が取りざたされていたことがあった。

阿部邸における打合せにおいても、井上の消費節約論に対して坂田、村田は、「余り消費節約の薬が利きすぎて萎縮退嬰に陥りために産業の振興を妨害するの恐あれば、此点に留意せられたし」と反論気味に注意を喚起している。これに対して平生は「人の噂も七十五日過ぐれば又々心緩みて消費節約を忘却するに至り切角の緊張味を失ふ恐あれば、政府としてはどこまでも消費節約の要を説くと共に力行を奨励して以て産業の振興を計るといふことにしたし。……緊縮は緊張を意味する一種の忍耐なれば、之はどこまでも手を緩めざらんことを希望す」と井上を支持して仲裁に入っている。⁽¹¹⁰⁾ 二七日の総会における井上との質疑応答でも消費節約への疑問が二、三の会員から出ていた。政府の財政緊縮を支持しても、国民に「消費節約」を求めることは不況を悪化させるだけであるとの見方は

強かったのである。

金解禁政策と自由通商

政府と大阪側の認識の食い違いの原因の一つは、金本位制を実施する立場にあった政府側の国際収支への配慮から来ていた。

この点について、一〇月末に英国大使館のサンソム商務参事官 (Sir George Bailey Sansom) が井上蔵相と会見してその金解禁問題に関する見解を問いただした結果の報告から検討する⁽¹¹⁾。問題点が簡潔に指摘され、それに対する井上の見方が分かるからである。特に問題にされているのは、国際収支の赤字と正貨の流出の問題である。以下、前者の金解禁と国際収支の関係についての応答を中心に概略を紹介する。

第一に、サンソムは問題となる円安について数年にわたる日本の国際収支の赤字によるものであり、この赤字をなくすか減らす措置をとらない限り、金解禁は無駄ではないかと問いただしている。井上は、状況については、その通りであると答えている。

第二に、統計は明らかではないが、約一億五千万円の赤字ではないかとのサンソムの問いには、井上は、大蔵省は貿易統計に注意を払ってこなかったとしつつ、額についてはおおむね同意した。しかし日本の人口と富から考えて不釣り合いな数字ではないと井上は答えている。

第三に、もし赤字をなくすか減らす必要があるとしたら、緊急の重要な手段としては、外国からの輸入を減らすことではないか、とサンソムは質問した。井上は、その通りであり、現政府成立後八〇日間の数字では、貿易は若

干の黒字になっていることに注意すべきであると答えた。

第四に、その数字はいかに説明すべきかというサンソムの問いには、現内閣の緊縮政策を知っている輸入業者は、海外への注文を抑制し減らしていると井上は答えた。

第五に、それは一時的な心理的要因ではないか、蔵相はそのような輸入の傾向は持続すると考えるかとのサンソムの問いに、井上は心理的要因が大きいこと、政府によって刺激されたフィーリングの持続は困難であろうことを認めた。彼は、輸入業者の注文抑制の明確な理由、彼らが円の為替の引き上げを待っていること、解禁前の固定期間については明確に言及しなかった。

第六に実行予算は、本当に金解禁を促進するのか、その資金は国内で消費されるのであって、為替には影響しないのではないかとのサンソムの問いに、井上は、政府の全面的な削減には輸入も含まれる、しかし支出の緊縮の主な理由は人々の手本を示すことにあり、政府支出の減少は人々の個人支出の減少をもたらすであろう、と答えた。

第七にサンソムの輸入減少政策の一部として、関税の重要な変更を考えているかとの問いに、井上は次のように答えた。それは私の政策ではない。最終消費者に安価なものを供給することが良いと信じているとし、綿業を例としてあげた。井上は関税審議会には、円が上がりれば輸入品の値段が下がり日本の産業が阻害されると主張するセクションがあることを認めた。しかし井上自身は、そのような目的で関税引き上げの改訂を行うことには反対であり、英国の緊急輸入措置法 (Safeguarding Act) のような方針に賛成である。それは、議会に諮ることなしにある種の関税の変更を行う権限を政府に与える。これは多くの国で導入されているアンチダンピング法に前例がある（以下略）。

金解禁を実施するために国際収支の赤字の解消が必要であるとの認識は、サンソムと井上蔵相との間で共有されている。しかし輸出の急増が望めない現状では、貿易収支を黒字化するためには輸入を抑えなければならぬ。井上は関税による輸入抑制を否定しているが、なんらかの方法で国際収支のバランスをとることを重視している。一つは、消費の抑制である。政府支出、国民の消費支出の抑制が彼の念頭にあった。また井上は一般的な関税引き上げを否定しつつも、緊急時に関税を引き上げる権限を政府に与える一種の伸縮関税の導入をほのめかしている。

大阪財界は政府の緊縮財政には拍手を送りながら、国民の消費を抑える考えには異論が強かった。また、自由通商運動の観点から、関税引き上げにつながる制度の導入には、強い反対があった。この点につき、次に関税審議会の動向を見てゆく。

(ロ) 関税審議会と自由通商運動

浜口内閣は成立直後の八月に社会政策審議会、国際貸借審議会と並ぶ三大審議会の一つとして「関税審議会」を設け、六ヶ月以内に答申を出すとしていた。内閣首脳部の関税問題を重視する姿勢を示したものであった。⁽¹⁰⁾

自ら会長に就任した浜口が第一回の総会（八月九日）において「産業保護政策を適当に整理するの方針を以て現行関税制度を一応慎重に見直すべき時期ではないかと思ふのであります」と挨拶しているように、関税の整理に比重を置くことを示唆していた。委員の顔ぶれは、幣原喜重郎（外務）、井上準之助（大蔵）、町田忠治（農林）、孫一（商工）の四大臣、のほか貴族院から斯波忠三郎、大橋新太郎、衆議院（民政党）から小山松寿、武内作平、棚瀬軍之佐、飯塚春太郎、民間から志立鉄次郎、児玉一造（東洋棉花会長）、堀越善重郎（絹織物輸出商）、三宅川百太郎（三菱商事会長）、安川雄之助（東洋レーヨン会長）の五名、計一五名が任命されていた。このうち志立、

斯波、安川は自由通商運動の發起人であり、関税整理に配慮を示した顔ぶれである。

自由通商主義の考え方は、立憲民政党結党時の政綱には現れていないが、民政党首脳部にかなり浸透していたと考えられる。すでに言及したように一九二八年九月、浜口総裁は、度の過ぎた「補助政策の弊害」を是正する観点から、財政整理と同様に自由通商主義の精神が必要であると述べていた。ただし「吾人は直ちに絶対自由貿易主義を主張せんとするものではない」と留保をつけ、個々の関税問題は政務調査会での研究を待ちたいとも述べていた。⁽¹⁰⁾時事新報は、この浜口の演説を民政党の「自由主義への転向」を示すものと論じている。⁽¹¹⁾また幣原喜重郎外相も「我国に於ても事情の許す限り、経済上の鎖国主義を棄て、列國との間に相互の利益を進むる基礎の上に、海外貿易の發展を期して、全力を之に挙げなければなりません」（一九三〇年一月二一日衆議院での演説）と通商による国家發展の見通しを述べている。

しかしながら、審議の流れは必ずしも、関税低下、自由通商に一方的に方向付けられたものにはならなかった。関税審議会の諮問第一号は、「我国現行関税中には徒に過当なる保護を保持し又はすでに其の必要を失ひたるに拘はるす尚之を改訂せざるものなきや之に対する改正の方針如何」と過当な保護や不要な保護関税はないかと諮問し、諮問第二号では「金輸出解禁に際し関税政策上考慮すべき事項如何」と金輸出解禁にともなう関税措置を問うていた。諮問第一号が関税低下、自由通商に沿う諮問であるのに対して、諮問第二号は、金解禁政策による実質上の為替引き上げによって打撃を受ける産業を関税で保護するニュアンスを含んでいたのである。

この審議の動向について、自由通商運動側が強い関心を持ったのは当然である。自由通商協会は、関税審議会の一般方針に関して、関税審議会において、議事の内容の公表、自由通商主義の樹立を求める決議を行っている。議事の公表を求めたのは、「政府が任命せる委員中にはこの会議が秘密にして公開せられざるを好機として利己的主

張をなして不公正なる意見が勝を制するの恐なしと」しなかったからである。⁽¹⁵⁾ 関税審議会の議事の公表については、すぐに受け入れられた。

審議会が諮問の検討に入ると、自由通商協会は、志立と連絡をとり、また見解を公表しつつ、さらに井上蔵相に直接意見具申を行って運動を進めてゆくことになる。他方志立も、審議の動向につき平生などと情報交換を行い、⁽¹⁶⁾ 大阪自由通商協会のメンバーからも業界の事情を聴取して対策をたてていた。⁽¹⁷⁾

諮問第一号と綿糸関税問題

まず諮問一号に関して、具体的には、綿糸、生糸、牛肉、石油採掘用鉄管、高粱、セメントの関税引き下げ、撤廃が議題とされた。特に綿糸、生糸、牛肉関税に関する議論が紛糾した。その結果、綿糸、生糸関税については、部分的引き下げにとどまる。

ここでは大阪経済に関係の深い綿糸関税撤廃問題を取りあげる。綿糸関税については、従来からしばしば問題となっており、関税撤廃を主張する綿織物業界（日本輸出莫大小工業組合連合会など）と据え置きを主張する紡績業界（紡績連合会）の利害が対立していた。⁽¹⁸⁾ 審議会でも、日本の紡績業はすでに高度の発展を遂げているので保護は不要であるなどとして全廃論が志立、斯波から主張されたのに対して、中国糸の輸入急増による混乱などを危惧する据え置き論が児玉委員から主張された。結果的には、民政党の武内委員から関税の部分的（三割五分）引き下げ案が提出されて、妥協がはかられた。

審議会において志立らが綿糸関税全廃論を主張していることから分かるように、自由通商協会においては、全廃論は当然強かった。平生も、「支那糸の流入などを恐れる前にまづ自分達の経営方法を世界的にして見るがよい。

合理化するの必要を会得するがよい」などと全廢論を支持していた。¹¹⁹

綿糸関税を全廢してもその影響は大きくないのではないかという議論は、綿業界を知悉していた伊藤竹之助（伊藤忠商事専務、大阪自由通商協合理事）も「綿糸関税撤廢賛否両論」¹²⁰において述べている。しかし他方で伊藤は結論を断言することは避け、自由通商協会が、両者の言い分を聞いて公平な判断を下す必要があると結論づけている。実は大阪自由通商協会でも、綿糸関税問題については、議論が紛糾していた。高野岩三郎などは、綿糸関税は無産大衆を収奪する関税であるとして全廢論に固執したが、全体の議論は結局関税輕減論に落ち着いている。自由通商主義の観点からは、綿糸関税は「主義としては之を撤廢す可き」ものではあるが、「今や紡績業に於ても深夜業廢止実行直後にあり金解禁実行の時機必迫しあり、支那との通商条約改訂の期も到来しつつあるを以て暫定的に其税率を輕減することを以て機宜に適する処置として之を公表することに決す。而して其減税率は現在の実行率即ち百斤につき¥580を¥290とする位を標準とすること」¹²¹となったのである。自由通商協会も、すべての関税の撤廢を主張していたのではなく、また大阪において有力な勢力である紡績業者の主張を全く無視するわけにもいかなかった。

このように綿業界内部、また自由通商運動と紡績業界の間には、綿糸関税をめぐる緊張関係が存在した。しかし、決定的な対立には至らず、妥協によって関税輕減がなされたことにより、不満を残しつつも、両者の対立要因が緩和されたという側面があった。

諮問第二号と付加関税

自由通商運動にとつては、金解禁にともなう対策に関する諮問第二号の方が問題は大きかった。不況に苦しむ鉄

鋼業界などの要求を背景に、金解禁の打撃を保護関税によって救済する意図があるのではないかと疑われた。鉄鋼業界は、再び関税引き上げの動きを強めていた。井上蔵相も為替対策から輸入防遏に動くのではないかとという懸念も存在した。(財界六感) は、「井上蔵相が、声明中の金解禁時期について説明したところによると、物価低落、輸入減退の大勢が現われて来てこそ、為替が騰り、金解禁が出来るのだとある。果してしからば、金解禁を考慮に入れている関税改正とは、専ら輸入防遏を目標としたものだということになりはせぬか」(『大朝』一九二九年七月一日)と早くも警戒感を示していた。

蔵相の真意を懸念した平生は八月の大阪経済会において井上に「為替高騰のため外国輸入品が廉価となり内地品を圧迫するため生ずる打撃を関税に依り救済又は緩和せんと意あるが如く暗示するにあらざるか」と諮問第二号の意図を質問している。これに対して井上は「かかる保護を要する大なる産業なしと思ふが或はこの為替の差が消滅するため其産業が廢滅に帰すべくしかも其産業は日本のため有益なるものといふ如き小さな事業でもなきやを実業家の集団たる審議会に諮問せし訳なり」と答えて、平生を安心させた。⁽¹²⁾

しかし実際の審議会における井上の態度はかなり曖昧で、志立、斯波は、井上が平生に語ったことと実際はかなり違うと感じていた。⁽¹³⁾

懸念されたとおり諮問第二号に対する答申として政府に付加関税を課す権限を与える案が、審議会に提出された。第六回特別委員会(一〇月四日開催)において安川委員から、「重要産業中今尚発達の道程に在るもの」で「金解禁の為輸入品の価格低落に因り危害を被る虞あるものに対して」従価一割の範囲内で期限付きの付加関税を課す権限を政府に与える、という案が提出されたのである。安川は、付加関税対象品目として、鉄、硫酸、石灰窒素、化学肥料、銅、人造絹糸、染料をあげた。

これに対し、志立、斯波が自由通商の立場から、金輸出解禁に際し関税上考慮すべき事項はないとする案を出した。理由として、金輸出解禁に際し、関税政策により「特殊の産業を保護する」ことは不可であるとしていた。ことに、政府に期限付きの付加関税を付与する案に対しては、その永続化の危険、「国法上の重大問題」を金解禁に對する一時的対策として実行することは適当でない、として反対していた。

一方武内委員から発動の条件を安川案よりも厳しくした案が出され、これが第八回特別委員会（一〇月一九日開催）において多数を得て採決された。与党出身委員である武内は、中間的な案を出すことによって事態を収拾しようとしたのであろう。この案は「我国の為替相場は数年引続き低落したるために之によりて産業の發達したるものあるべく而して發生後尚日浅き為めに金輸出解禁の曉に於て輸入品の價格低落に因り当該産業が危害を被むる場合には政府は当該輸入品が有税品たると無税品たるとを問はず相当の範圍内に於て一定の期限を付したる付加関税を課するの権限を政府に対し付与するは最も適當なる方策と認む。仍て之に關する法律案を次期帝國議會に提出せられんことを望む」というもので、対象を金解禁以前の為替低落期に發生した産業に限定し、かつ實際に輸入品の低落により「危害」を蒙る場合に発動できるという案であつた。

しかし発動の条件を厳しくしたといつても政府に関税引き上げに關する権限を委譲する以上、業者の圧力により濫用される危険は存在した。自由通商協會は、特別委員会の付加関税法案に對する反対運動を開始する。⁽¹²⁾

一〇月二八日には大阪自由通商協會、神戸自由通商協會が反対決議を行い、関税審議會にその内容を送付した。大阪自由通商協會は反対理由として、第一に「関税審議會設置の目的は開會劈頭に於ける首相の挨拶中にもあるが如く関税政策に關する根本方針として保護政策の整理を攻究するにあるべし。然るに右決議案は保護政策の促進にして如何なる意味に於ても整理と解する能はず。是れ関税審議會設置の趣旨に逆行するものなり」、第二に「金解

禁に因りて特殊産業が危害を被むるとせば之れが掖済は必ずしも関税に因らずとも他に方法あるべし。然るに其産業が果して関税による保護に値すべきや否やを究めずして包括的に課税の権限を政府に一任するが如きは本末顛倒の甚しきものなり。殊に金解禁の影響は一般的なるに、特殊産業に対してのみ関税を以て之れが影響を緩和せむとするは社会全般の利益を無視し一部業者にのみ不当の恩恵を与ふるものなり」、第三に「関税政策は内消費者の立場を考へ外貿易の奨励を目標とせざるべからず。然るに関税審議会特別委員会の決議案は全く此目標に逆行するものなり。」と述べている。⁽¹²⁾

政府への権限付与が政府と結びついた一部の産業にのみ関税保護の恩恵を与える結果に対する懸念が反対の強い動機をなしていた。なぜ関税整理を目的とした審議会で、保護関税への傾きのある決議がなされたのか、また東京自由通商協会の理事である安川が関税引き上げに直結する案を提起したのか。平生は、その理由を保護を必要とする業界を抱える財閥中心の東京財界のあり方に求めた。平生は、各務を中心とする私的な昼食会において、次のような観察を披露している。三井物産の安川、三菱商事の三宅川、東洋棉花の兎玉らは「皆貿易に従事せる会社の主腦者」であるので「関税引下に賛成するならんと意向を以て委員に任命せしものならん」。しかし彼らは「三井、三菱といふ大木の一枝に」過ぎず、「三井、三菱が経営する他の事業が保護を要すること大なりとせば自己の意に反しても保護政策を賛成せざるべからざる位置にある人々」であるので、「如此き奇現象を呈するは止を得ず」。平生は、安川の言動を「東京に於ける財界の人々が独立せる基礎を有せず、他方に頼りて世に立てる事を証するものにあらずや」と痛烈に批評し、「福沢先生は常に独立自主を説き終始一貫其主義を自己の行動に依りて表明せる人なり。而して東京に於ける実業界の領袖中には其門弟たる人々も少なからざるに其点に於ては上方贅六と蔑られ上方町人と蔑られたる大阪人に劣ること著明なるは如何」と保護主義的な東京財界を福沢論吉の独立精神を失ったも

のとして痛罵した。さらにその場にいた東邦電力社長松永安左衛門に「平生氏の如き正々堂々の意見を自由に吐露し得る人が東京に來りて東京の実業家を educate しては如何」と挑発されると、平生はそのような徒勞をなすよりも「実力主義を以て各其業を励みつつある関西実業家を連衡して保護主義、他力主義に依りて不義の富貴に耽り居れる東京実業家をして自ら倒れしむるの策を講ずることが実業界廓清のため捷徑なりと思ふ」と応じている。⁽¹²⁾ 平生が、ここまで極言できたのは、私的な集まりであること、松永もむしろ自由通商運動に好意的であったためであるが、端的に、実力主義の関西の実業界を「連衡」して、「不義の富貴に耽り居れる」東京の実業家を肅正するという彼の考えが現れている。

このような自由通商協会の反対運動にもかかわらず、審議会の総会（二月二日開催）でも政府に付加関税の権限を与える武内案が採択された。賛成したのが、武内、安川、三宅川、町田、反対は志立、斯波の二名であった。

付加関税法案の帰趨

関税審議会で決議された事項が実効性をもつためには、議会の決議を経る必要があった。次に問題になるのは政府が決議を法案化して議会に提出するかどうかであった。

当初政府は付加関税法案を次の議会に提出する準備を進めていた。井上蔵相は関税審議会の答申の直後に「その範囲が非常に局限されているからこの程度の関税引上権を金解禁という異常の場合に限り政府に一任することは自分としては賛成であるから答申の暁にはその実現に努むる考えである」（『大毎』一九二九年一月二〇日）と述べている。翌年早々には「関税引上げ権の政府委任案成る」（『東朝』一九三〇年一月一七日）と報じられている。

これに対して自由通商協会は、総選挙を利用して運動と政府に働きかけを行った。二月、自由通商協会は、〈宣

言」と(声明)を発すると同時に、総会を開いて井上蔵相の出席を要請したのである。

大阪、神戸、京都の自由通商協会は二月四日、総選挙に対する自由通商の(宣言)と(声明)を發し、全国の候補者に送つた。⁽¹²⁾この(宣言)では「一、製造工業を盛んにするがため原料品に対する輸入税を全廢又は輕減すること 二、国民の生活費を減ずるがため生活必需品に対する輸入税を全廢又は輕減すること 三、通商貿易の円滑を期するため国際間に於ける関税の引下をはかり、其の第一着手として関税休日協約を成立せしむること」と産業振興、国民負担の輕減、国際協調の観点から自由通商の原則と当面の課題を述べている。

さらに大内兵衛、高柳らが原案作成に関与した(声明)においては、産業政策、社会問題両面に対する対策として自由通商の必要を強調していた。⁽¹³⁾声明は、歴史的経緯から不要な関税が多数存在し、そのため「昔は育成の目的で作られたものであつても、今はカルテル関税となつて全く特権的保護の意味しかないものが多い。これは要するに消費者の貢税において生産者が安逸をむさぼっているのである」と述べている。しかもそれらの国際的競争において「發奮の動機を欠くものであるから遂には現在の優越を失い易い。試みに問う紡績製品は如何、織物は如何、而してビールは如何、砂糖は如何、鉄鋼は如何」と関税保護の産業政策上の弊害を強調している。他方で声明は「社会問題として自由通商問題」を強調し、「見よ！日本における一般民衆の生活必需品に対する関税乃至消費税が如何に多く且つ重いかを。そしてまたそれより来る代用品の高価、カルテル価格の維持による物価下落の抑止等が如何に労働者農民、俸給生活者、中小商工業者の生活を圧迫しているかを。酒類は如何、煙草は如何、砂糖は如何、肉類は如何、小麦は如何、小麦粉は如何、米は如何、缶詰類は如何、文房具は如何、木材は如何、すべてこれ等の日用品に対しては、其価格の下落を阻止すべく関税が作用しているではないか、しかもこの多数消費者より徴収せらるる貢税が誰に与えられつつあるかと云えばそれは少数の生産者に対してである」と述べている。

声明はその上で、関税審議会にあらわれた保護主義の動向を批判している。そこでは金解禁後の経済危機のなかでは、保護主義の台頭を促進しやすすい、なぜなら「保護によってその命脈を繋いで来た産業はまた保護によって其の苦痛を免んとするからである」と述べ、「見よ！関税審議会の成績を。その大切な会議はただ徒に金解禁の打撃をおそれる自信なき企業家の陳情者の堆積の内に無為にして終り、其本来の使命であるべき自由通商主義の如きは遂に実現せらるるに至らなかつたではないか」と業界の圧力により、関税審議会が不振に終わったと痛論している。

以上のように選挙を前提に自由通商協会は、激しい関税審議会批判を展開していた。このような状況の中、来阪した井上蔵相は、経済更新会に出席した翌日、自由通商協会臨時総会にも出席した（二月七日）。そこで平生は、挨拶の中で、諮問第二号の答申に触れ、「是等附加関税に依り自己の損失を免れんとする連中即ち鉄鋼、材木、石油、人造肥料、混合肥料原料、人造絹糸及一般化学製品の製造家は大に政府に運動して成功せんと努力しつつあると聞くが之に対する政府の腹案如何」と詰問し、さらに「浜口総理の施政方針の演舌にも井上大蔵大臣の挨拶にも自由通商の文句は其影を潜めたるのみならず其精神の所在さえ臆気にも見る」ことができないが、我々の関税政策について井上蔵相の意見を聞きたいと述べた⁽¹⁴⁾。平生の挨拶は民政党内閣は本当に自由通商を政策の方針とするのかという詰問であった。

これに対して井上蔵相は、「我々は無用な関税はサツサと除いて行かう、又国民の生活費に直接影響するやうなものに付いては成るだけ之を安くするやうに関税を減免しやう」という考えだと関税低下を政策とすることを肯定し、他方で第二号問題については、「大正十年後に出てきたやうな品物で、四分乃至六分の保護関税がある為に発達したけれども、まだ僅かの年限であつて、十分に健全な発達を遂げて居ないものが、金解禁の為に打撃を被つて

潰れるやうなことがないのか」と条件を厳しく限定しているのであって、そのような製品の名前は出てこなかったと述べた。⁽¹³⁾

実質的に諮問第二号の趣旨に沿って保護に値する製品はないという井上の答弁は、平生たちを喜ばせた。二月における井上の来阪は、選挙戦の一環であった。その中で、関税審議会の答申を強く批判している自由通商協会の臨時総会にあえて井上が出席する以上、その意に反する結論を表明することはあり得なかつたであろう。

結局、選挙後四月に開かれた特別議会に、大蔵省はこの付加関税を法案化して提出することはなかつた。

その後井上蔵相は同年五月に開かれた大阪自由通商協会の総会にも出席している。そこで平生は、政府が付加関税法案を提出しなかつたのは、井上蔵相の尽力のおかげであり、次の議会にも提出しないことを望むと述べ、また「現内閣は決して保護主義ではないと云ふことは全く明らかであります」と挨拶したのに対して、蔵相は「あの決議の如き必要を更に認めなかつた」から特別議会に提出しなかつたのであり、次の議会についても同様であると答弁した。⁽¹³⁾

井上蔵相がわざわざ二度も大阪で開かれた自由通商協会に出席して、ほぼその意に沿う報告を行っていることは意味が大きい。井上は、自由通商協会の動向を重視していたのである。

(ハ) 総選挙への支援

井上が大阪を中心とする自由通商運動に配慮を行ったのには、大きな理由があった。総選挙に際して経済更新会からの支援を期待したからである。

一方経済更新会の幹部の間では、金解禁後の対応について意見が分かれていた。

一九二九年一二月阿部、田附、伊藤、中根、村田、阪田、平生ら経済更新会の設立に中心的な役割を果たしたメンバーが集まって会合が開かれた。今後については金解禁後の成り行きを見て動くことが多数意見を占めたが、村田は、金解禁後の混乱を回避するために「政府に向つて金解禁の結果が多少はつきりするまで議会の解散を猶予すべく注告しては如何」と意見を述べている。これに対し平生は、金解禁に対する行き過ぎた恐怖があるのは事実だが、単に総選挙を延期しても「この大勢を挽回する能はず」、むしろ「一日も早く機会を捉へて解散を断行し以て自己の位地を確め国民の信任を得ざるべからず」と、早期解散総選挙の自説を展開している。また村田は、一月一日の金輸出解禁と共に経済更新会を解散する意見を述べたが、これに対する賛成者はでなかった。平生は、会の解散は「政友会と脈絡を通ずる兎玉一造氏も口にするところ」だが、村田は「御大中橋氏に意を含められたるにあらざるか」と推測している⁽¹²⁾。三井物産出身の兎玉は政友会の山本条太郎などの、大阪商船の村田は中橋との関係が推測されるのは自然であった⁽¹³⁾。いずれにしても、総選挙を前に経済更新会の民政党支持が露わになることに対して、躊躇する声があったことは間違いない。

金解禁後もあくまで経済更新会を維持する意向であった平生たちにとつても、資金援助を含めた来るべき選挙への対応は難しかった。一二月に開かれた会の帰途、阿部から、若し議会が解散されたときは「更新会中の有志は金銭を以て井上氏否民政党を援助すべきや」と意見を打診されて、平生は「多少とも何かの形式を以て助力する」考であるが、「之は尤も秘密を要するものにして決して多数の会員に disclose すべきことにあらず、故に解散が現実となるまでは他言せざるに如かず」と告げている。民政党に資金援助を行うとしても公にはできないことは、阿部も同感であった⁽¹⁴⁾。

実際翌年一月実際に議会が解散され選挙戦が活発化すると、平生たちも対応を迫られる。

二月には、経済更新会はもう一度井上蔵相を招いて演説会を行っている。井上の来阪は名古屋から関西方面における選挙応援の一環であつた。⁽¹³⁵⁾このとき、経済更新会における事前打ち合わせに際して平生の「我々現内閣が宣明せる財界救済の根本方針に共鳴し之を支持後援するの目的を以て本会を組織せる以上現内閣の存続を希望せざるを得ず」など民政党支持を明確に述べる文言を含む挨拶原稿に対し、片岡安は「民政党を助勢するが如き意見は絶対に之を避」けるよう主張し、結局それらの文言を削ることになった。民政党幹部片岡直温の嗣子であつた片岡の方が、逆に「商船系に属し日本棉花喜多氏の一派」の如きは「政友会と相通じて更新会の解散を希望し百万画策」しているので、刺激しないよう主張したのである。⁽¹³⁶⁾このやりとりからは、大阪における「商船系」即ち政友会の重鎮となつていた中橋の影響力がまだ無視できなかつたことがうかがえると同時に、それゆえ露骨に民政党支持を表明することへの懸念が強かつたことがうかがえる。もつとも、井上の来阪が選挙活動の一環であることは状況からして明らかであり、露骨な支持表明は不要であつたであろう。後日井上は、この件に関して平生の挨拶が「真に何等政治的色彩なかりしを以て自分としても大に答弁し易かりし」と述べているのである。⁽¹³⁷⁾

また井上の経済更新会への期待は、やはり単なるモラルサポートの獲得だけではなかつた。一月半ば井上は解散選挙に際して、資金集めを「経済更新会」に期待し、平生にそれを依頼してくる。井上の私邸における会談において、平生は、金解禁断行、経済界の建直しへの支持が経済更新会組織の趣旨であるので、それを実行する民政党に財政的援助をなすことが当然であるが、公然とこれを更新会にはかれば、「政友系又はかかる資金の醸出を好まざる人々」のために解散に至る可能性があるるので、経済更新会はモラルサポートに止め、拠金は別問題として取り扱ふのが機宜であり、ついでには阿部氏と相談すると答えている。⁽¹³⁸⁾かくして平生たちは、経済更新会とは別に資金を集めることになつた。

平生は、井上が過大な期待を抱いているのではないかと危惧しつつ、伊藤、阿部と相談して資金集めにかかった。彼らは大阪の資産家二〇名ほどをピックアップして、一人一万円づつを手分けして集める計画をたてたが、資金集めは予想通り難航する。たとえば、平生自身が醸金を依頼した武居綾蔵（内外綿頭取）、武田長兵衛（武田長兵衛商店店主）、岸本吉左衛門（岸本商店社長）、片岡直方（大阪瓦斯会長）などからは、政治不関与の家訓を理由に謝絶されるか、半額に値切られるか、居留守を使われるなどしている。⁽⁹⁾一月末、集まった金を伊藤を通じて井上のもとに送る際、平生は「経済更新会の名簿に依り再調をなしたるも、とても多額の金が集めらるる見込みなきことは明白となれり。若し井上、浜口氏にして大阪に於て多額の金員が拠集可能と考へ居るに於ては案外と思ふ⁽¹⁰⁾」と記している。阿部ら紡績業側は相当の資金を用意できた可能性があるが、平生のもとに実際に集まった拠金は十分ではなかったようである。

結果的に二月二〇日の第一七回総選挙においては、政友会の一七四議席に対し、民政党は二七三議席を獲得し圧勝した。この選挙戦において、経済更新会全体としては、露骨な民政党支持を表明することは困難であったものの、井上財政への支持表明を通じてモラルサポートを行うと同時に、コアとなるメンバーは井上の要請に応じて金額の多寡はともかく拠金を行っていた。経済更新会と井上蔵相を通じた民政党内閣との絆は強化されたといつてよい。井上が審議会の答申にしたがって付加関税法案を立法化しなかった理由も明らかであろう。総選挙において実質的に民政党を支援した経済更新会、自由通商運動に対して、井上は配慮せざるを得なかったのである。

三 經濟更新会の再声明と解散論

金解禁支持の再声明

論

浜口内閣は金解禁を行い選挙でも勝利を収めたが、一方で世界恐慌が日本經濟を飲み込んでゆく速度は急速であり、一九三〇年半ばからは株価の暴落と悲觀論が經濟界を覆つてゆく。それとともに内閣が行つた旧平価による金解禁を批判する金輸出再禁止論、新平価解禁論が台頭してくる。特に石橋湛山、高橋龜吉らの新平価解禁論は論壇を賑わした。

阪神地方でも世界恐慌による打撃は大きく、一九二九年から三二年までの間に、大阪市の工業生産額は一二億五六〇〇万円から八億五四〇〇万円へと三二%の減少をみることになる。特に中小企業への打撃は極めて大きかつた。⁽⁴⁾ 大手の紡績業においても、中国・インド向けの輸出が激減し大きな打撃を受け、温情主義で知られた鐘紡でも賃金の切り下げをきっかけとして一九三〇年四月に大争議が起こつていた。また不振に陥つた大阪合同紡績は、東洋紡績に吸収される。

景氣の急激な悪化を背景に関西でも国民同志会（実業同志会の後身）を率いる武藤が、かつての旧平価解禁論から新平価解禁論支持に転じて、議会の内外で井上蔵相を激しく非難していた。

金輸出再禁止、新平価解禁論の台頭に対抗して、一〇月九日經濟更新会は旧平価による金解禁政策への支持をあらためて行つた（『大朝』一九三〇年一〇月一〇日）。決議のなかで「金解禁が深刻なる經濟界窮境の主因なるかの如き説を宣伝するものあり、また一部の論者は金輸出再禁止論並に新平価解禁論を提唱して世人を迷わしている、思うに今日我財界の憂は実態以下にこれを悲觀して徒らに財界攪乱者の乗ずるところとなりつつある点にある、新平価解禁論の如き、解禁前の問題としてならば或は一顧の価値なきを保せずといえども、既に解禁を實行したる今

日、改めてこれを提唱するが如きは、徒に物価の混乱を招き、国際経済の常理を無視するの僻論であつて、財界の恒久的安定を図るの所以ではない」と述べられてるように、それは新平価解禁論を批判し井上財政を擁護することを目的としていた。また後半では軍縮による民力休養の主張をおこなっている。決議に当たつて平生が挨拶の中で述べているように、不況の原因は世界的な「アメリカの不況による糸価の下落と銀の暴落による綿業の不振」⁽¹²⁾とがその主なる原因であつて、現行の金解禁政策の変更は混乱をもたらすだけであるというのが経済更新会の主張であつた。

決議の動機は、平生によれば、「近来株券暴落のため窮境に陥れる実業家の巨頭連中が、何とかしてこの苦境より脱して一時の急を救はんとして、実業界の一部と操觚界の一部に高唱せらるゝ金輸出再禁止、新平価解禁論に共鳴して其実現を希望するの余、種々の流言蜚語を発ち、反対党と共謀してこの宣伝に力めつゝある」状況のなかで、外国銀行によるドル買いが生じ、また「武藤氏の如きは公開演説会を開きて頻りに愚民を煽動する如き態度」に出ているので、これを「抑制鎮撫するの必要あり」と判断したからであつた。⁽¹³⁾武藤の激しい井上批判は経済更新会をも刺激し、平生たちは経済界の動揺を「鎮撫する」必要があると判断していた。

しかし、経済更新会にも新平価解禁論を検討に値すると考える有力メンバーが現れてきていた。決議の数日前経済更新会の委員に声明案を諮つたとき、村田は、委員会で決定されたものに反対はしないとしながら、新平価解禁論は「立派なる authority にして之に賛意を表せるものも」あるので、「十分の研究をなさずして単に新聞記者や学者の如き実業に無關心なる人々や、保険会社や信託会社の如き影響少なき人々の考のみにて判断することは、軽率の嫌なきにあらず」と述べていた。⁽¹⁴⁾

この金解禁を支持する再声明案は一〇〇名以上を集めた経済更新会の総会において満場一致で採択された。それ

にもかかわらず、潜在的には内閣に対する不満が募りつつあったと思われる。決議の前には政友会の代議士（渡邊修）からであるが、審議の中で経済更新会は民政党の政策全体を支持するのか、消費節約論に賛成するのかなど、辛辣な質問が出ていた。⁽¹⁴⁾ 武藤は、東洋経済新報においてこの決議について「経済更新会は景気が良くなると井上蔵相が言はれたから、集まったのである。今のやうな経済更新には不賛成の連中が大多数であって、会員中には経済更新を、内閣更新と改めたが良いと言ふものすらあると聞く。それでも表面ではあのような決議が出来るのである」と述べて、実際には経済更新会の中でも不賛成の者が多数であると皮肉っている。⁽¹⁵⁾

それでも、この時点では禁輸出再禁止・新平価解禁論の影響は限られていた。（財界六感）は禁輸出再禁止・新平価解禁論を批判して「今や緊縮による事業整理の実漸く拳らんとするに当り、故らに財界の動揺を招き、人心の不安を助長せしめるやうな議論を持出す必要が一体どこにあるのだ。私は、東京人の躍起振りに対し、大阪人が殆ど黙殺的態度を持っているのを、極めて賢明であり実際的であると評したい」（『大朝』一九三〇年一〇月一六日）と記していた。

平生は後日井上蔵相に経済更新会の決議の模様を報告して「大阪にても株式下落のため迷惑せる人多少あるが、夫等の人々は表面こそ新平価解禁論を高唱せざるも、内心はこの事あれかしと念するものなきにあらざれば、この決議は決して無駄なりとは思はず」と述べている。⁽¹⁶⁾ 経済更新会は、新平価解禁論の台頭を封じ込めるために決議を行ったのである。

解散論

他方、不況が深まり社会不安が高まる中、一月浜口首相が狙撃されて重傷を負い、幣原が臨時首相代理になる

と閣内のほころびが目立つようになる。同時に経済更新会の解散論がささやかれるようになる。

一九三一年三月には元大同電力社長の福沢桃介から、「平生氏が総裁を務める」経済更新会も「愈解散と決したると聞かす如何」と質問されると、平生は経済更新会には総裁も会長もないと答え、また福沢に「大阪人も民政党の無力なるに失望したるためなり」と聞いていると言われると、平生は経済更新会は政党政派に関係なく、「唯時の政府の財政経済政策が適当と見れば之を支持し然らざれば反対するのみにして政党的如何を問はず」と答えている。⁽¹⁴⁾

次に触れる政府の鉄鋼関税引き上げ政策への対応にみられるように、経済更新会は民政党内閣の政策をすべて支持したわけではない。しかし経済更新会が民政党的支持団体と見られていたことも事実であり、内閣への支持が薄れるにつれて、解散論が強くなっても不思議はなかった。

恐慌が深まる中、大阪でも井上財政への不満が強くなっていた。一九三二年四月の第二次若槻内閣の成立に対して大阪工業会は、「既往の非募債主義を固執することなく」生産の促進の緊急措置を行い、他面「合理的消費はこれが促進を図るよう進言する意見書を発している」⁽¹⁵⁾。大阪の産業界も非募債主義、消費節約などの政策の一部を修正するように公然と求めるようになっていた。

それでも経済更新会は解散されなかった。浜口首相の病状悪化のため内閣が総辞職する直前、平生は井上蔵相を訪ねて、後継内閣の準備を進言すると同時に、経済更新会についても存続させる意向を伝えている。平生は、金解禁実行後一年たつて解散論もあるが、「解禁をして効果あらしめ其跡始末を完成せんには尚今日の事情を以て十分なり」とすることはできず、「故に金解禁の consequence が完全に決定せらるるを待」つても遅くはない、また「独立せる大阪商工業者の堅実なる政党政派に關係なき団体」として「政府に対する一敵国として十分俸力を發揮

して正々堂々是を是とし非を非とし、是と信ずる政策を実行するものは之を支持し之に反するものは排斥する」趣旨からも存続させたいと述べて、井上蔵相の同意を得た。⁽⁴⁹⁾

経済更新会にとって、井上蔵相を通じた内閣とのパイプはなお貴重なものであった。井上蔵相にとっても経済更新会が解散することになれば、自己の政策に対する大阪の経済界の支持の喪失を意味し好ましくなかったであろう。たとえば時事新報上（一九三二年六月）において武藤は、井上蔵相の金解禁政策のために大阪経済が打撃を受けているにもかかわらず、「大阪市の有力者がこれに賛成し、今日に至るも尚、其過ちを改めず政府をして誤った政策を行はしめているのは、私としては実に解すべからざる態度」であると述べて、経済更新会が存続していることを揶揄していた。⁽⁵⁰⁾ 経済更新会の存続は、その是々非々の方針にもかかわらず、その後も井上の財政政策への支持を意味していたのである。

以上検討したように、経済更新会と井上蔵相の關係を通じて、大阪財界は浜口内閣と緊密な關係をもった。経済更新会は、その内部に亀裂をかかえつつも、平生や阿部などを中心に、在阪メディアを巻き込んで、井上蔵相の金解禁、緊縮財政をサポートした。ただ大阪財界も一枚岩ではなく、武藤の批判にみられるように解散論も有力になってゆく。それでも恐慌が深まってゆくなかで、その政策に対する明確な支持を打ち出す経済更新会を民政党内閣、特に井上蔵相は重視したのである。政府の経済政策に対する批判が高まる中、経済更新会の井上蔵相支持は、政府首脳にとって確かに心強かったであろう。

このような大阪財界の支持に依えるかたちで、井上蔵相は緊縮財政下においても大阪帝国大学の創設を後援し、次に述べるように関税問題などにおいても自由通商運動に配慮を行うことになる。大恐慌の中で中央経済界にお

る保護を求める動きも強いものがあり、鉄鋼関税引き上げ問題などをめぐって、保護政策と大阪を中心とする自由通商の流れはもう一度激突することになるのである。

本研究は平成二四年度科研費(課題番号 22530124)の助成を受けたものである。

- (1) 上田貞次郎「国際経済と自由通商」前掲『上田貞次郎全集』第七巻、三四一―三四四頁。
- (2) 菊池悟郎編輯、川村竹治監修、山本四郎校訂『立憲政友会史 補訂版』第六巻(日本図書センター、一九九〇年)五二四―五二七頁。
- (3) 田中内閣期における産業政策の政治過程については、土川信夫「政党内閣と産業政策 一九二五―一九三二年(二)」『国家学会雑誌』第一〇八巻第三・四号、一九九五年、三二二―三六一頁、同「政党内閣と商工官僚」『年報・日本近代研究 八 官僚制の形成と展開』一九八六年、一八五―二一〇頁参照。
- (4) 日本工業倶楽部の発足については、日本工業倶楽部編『日本工業倶楽部五十年史』(日本工業倶楽部、一九四三年)一―四二頁、日本工業倶楽部五十年史編纂委員会編『日本工業倶楽部五十年史』(日本工業倶楽部、一九七二年)二四―二九頁参照。
- (5) 前掲『日本工業倶楽部五十年史』四三―五四頁、通商産業省編『商工政策史 第一七巻 鉄鋼業』(商工政策史刊行会、一九七〇年)一八九―一九三頁参照。また、この時期の鉄鋼産業の状況及び鉄鋼政策については、小島精一編『日本鉄鋼史 大正後期篇』(文生書院、一九八四年)三五八頁以下、岡崎哲一『日本の工業化と鉄鋼産業…経済発展の比較制度分析』(東京大学出版会、一九九三年)第三章、安井國雄『戦間期日本鉄鋼業と経済政策』(ミネルヴァ書房、一九九四年)第二章なども参照。
- (6) 前掲『商工政策史 第一七巻 鉄鋼業』二二〇―二二七頁参照。
- (7) 川田稔編『浜口雄幸集 議会演説編』(未來社、二〇〇四年)四七三頁。
- (8) 一九二六年関税改正の意義については、三和良二『戦間期日本の経済政策史的研究』(東京大学出版会、二〇〇三年)

第五章、一〇三頁以下参照。

- (9) 同前、二三五～二四六頁参照。
- (10) 片岡直温『大正昭和政治史の一断面』（西川百子居文庫、一九三四年）三八八頁参照。
- (11) 関税改正準備委員会では、いったん鉄関税の引き上げが決定されれば、否決されている。「鉄関税問題対策」「鉄関税改正経過概要」（外務省外交史料館所蔵）「外務省記録 帝国関税並法規関係雑件 鉄関係（第一巻 昭和六年）」E-3-1-2 J-5）参照。閣議を受けての決定変更であると思われる。
- (12) 英国ナショナルアーカイブ所蔵、英国外交文書 FO371/11705 [F 1981/163/23] Sir J. Tilley to Sir Austen Chamberlain, May 14 1926
- (13) 山本条太郎翁伝記編纂会編『山本条太郎 第三巻 伝記』（原書房、一九八二年、復刻原本一九四二年）四九〇～四九二頁参照。
- (14) 「製鉄業保護に関する方策」高橋亀吉編著『財政経済二十五誌 第五巻 政策編下』（国書刊行会、一九八五年）五四七頁、後藤靖ほか編『昭和初期商工・産業政策資料集 第一巻 商工審議会関係資料』（柏書房、一九八九年）九三頁。
- (15) FO371/13245 [F 327/25/23] code telegram to Sir J. Tilly. Foreign Office, 24th January, 1928.
- (16) FO371/13245 [F 667/25/23] Sir J. Tilley to Sir Austen Chamberlain, December 31st, 1927.
- (17) 日本米材協議会編『米材百年史』（日本米材協議会、一九八六年）一一三～一二五頁、大蔵省関税局編『税関百年史』上巻（日本関税協会、一九七二年）五三三頁参照。
- (18) 高橋隆編纂『大阪木材業外史』（林業新聞社、一九五七年）一〇五頁。
- (19) 前掲『米材百年史』一一三頁。
- (20) 同前一二八～一三〇頁参照。
- (21) 前掲『鉄関税改正経過概要』参照。
- (22) 「鉄鋼関税引上反対陳情の概要 昭和三年一月一二日 於大蔵省」（前掲「外務省記録 帝国関税並法規関係雑件 鉄関係（第一巻 昭和六年）」所収。
- (23) 同前。

- (24) 日本米材輸入組合ほか編『日本米材史』（日本米材輸入組合、一九四三年）二二一～二二二頁参照。
- (25) 『平生日記』一九二八年一月三〇日、同二月一〇日など参照。
- (26) 『政実協定』の内容は、昭和十三年外史刊行会編『昭和大蔵省外史』上巻（昭和大蔵省外史刊行会、一九六七年）二七〇～二七三頁参照。
- (27) 平生と実業同志会の関係については、拙稿「実業同志会と大阪財界——武藤山治と平生鈇三郎の関係を中心に」『阪大法学』第五卷第三・四号、二〇〇五年参照。
- (28) 『天朝』一九二八年一〇月二日。
- (29) 以下反対運動の概要については、『鉄木材関税引上反対と大阪自由通商協会の活動』自由通商協会日本連盟『月報』創刊号、一九二八年一〇月、二二～二三頁参照。
- (30) 外務省外交史料館所蔵「外務省記録 本邦商工会議所並経済団体関係雑件（第一巻）」B-E-2-6-0-3-3 001。
- (31) 『平生日記』一九二八年二月八日。
- (32) この会談については、主として『平生日記』一九二八年一〇月六日参照。
- (33) 『平生日記』一九二八年一〇月一〇日。
- (34) 浜口雄幸「行詰れる局面の展開と我党の主張」『民政』一九二八年一〇月、川田稔編『浜口雄幸集 論述・講演編』（未來社、二〇〇〇年）九二～一〇四頁にも所収。
- (35) 齋藤謙蔵編『武内作平君伝』（同編纂委員會、一九三三年）三〇〇頁参照。
- (36) 前掲「鉄木材関税引上反対と大阪自由通商協会の活動」参照。
- (37) 「鉄鋼関税引き上げ反対運動に関する件 高親第四五六号 昭和三年九月二十四日 大阪知事力石雄一郎 内務大臣望月圭介殿 大蔵大臣三土忠造殿 外務大臣田中義一殿 内務省警保局長殿 各庁府県庁殿」（前掲「外務省記録 帝国関税並法規関係雑件 鉄関係（第一巻 昭和六年）」所収）。
- (38) 『平生日記』一九二八年九月二十八日。
- (39) 前掲『税関百年史』上巻、五六三頁参照。
- (40) 田中内閣後半における産業政策の変化については、土川前掲論文、三三二～三三七頁参照。中橋が関税による一般工

業に対する保護政策に消極的であったことについては、前掲『中橋徳五郎』下巻、四二六～四二七頁参照。

(41) 『平生日記』一九二八年一月八日。

(42) 前掲『日本米材史』二二五頁参照。

(43) 『大阪協会報告』『自由通商』第二卷第三号、一九二九年五月、一五頁、『平生日記』一九二九年三月三日。

(44) 『平生日記』一九二九年三月三〇日参照。

(45) 同前。

(46) 本宮一男「一九三〇年米国関税改正と日本」上山和雄、阪田安雄編『対立と妥協 一九三〇年代の日米通商関係』（第一法規出版、一九九四年）五七～五八頁参照。

(47) 前掲『米材百年史』一六二頁参照。

(48) 金解禁に至る状況の推移については、中村隆英『昭和恐慌と経済政策』（講談社、一九九三年）三三二～三六九頁など参照。

(49) 金解禁問題に対する各業界の態度については、三和前掲書第七章、一八三～二〇九頁参照。

(50) 下田前掲書、一〇八～一二四頁参照。

(51) 『平生日記』一九二八年七月四日。

(52) 同前。

(53) 『天朝』一九二八年一〇月二七日。

(54) 大阪財界における金解禁消極論の存在について、前掲『大阪商工会議所百年史』四五五～四五六頁、新修大阪市史編纂委員会編『新修大阪市史』第七卷（大阪市、一九九四年）二五九～二六一頁など参照。

(55) 前掲『日本金融史資料』昭和編』第三三卷、五〇～五三頁所収。

(56) 『平生日記』一九二九年九月一七日。

(57) 『金解禁運動の真相と本邦工業界の前途』『工業之大日本』第二五卷第一一号、一九二八年一月（日本銀行調査局編

『日本金融史資料』昭和編』第三三卷、大蔵省印刷局、一九六九年、三一～三三三頁所収）参照。

(58) 同前。

- (59) 『平生日記』一九二八年二月二三日。
- (60) 中村前掲書、六七～六九頁参照。
- (61) 『平生日記』一九二九年三月六日。
- (62) 一方平生は、預金者などへ損害を与えて「勤儉貯蓄の精神を破壊し、国民の美風を傷け、民心作興の反対を行くこととなり、民心の動搖を来たすこと」になって好ましくないが、政府は平価の切り下げ (revaluation) を行って金解禁を行うのではないかと予想していた（『平生日記』一九二九年三月一日）。しかし結局この予想ははずれた。
- (63) 『平生日記』一九二九年六月八日。
- (64) 对中国政策の面では、在華紡と關係をもつ関西の紡績業界の強硬論がしばしば指摘されてきた。しかし田中内閣の山東出兵は、日本商品のボイコットを引き起こしたこともあり、従来の強硬論者からも評価されなかった。たとえば日華經濟協會（昭和三年八月設立）の会長谷口房蔵は、「（前略）我々は濟南事件に対しても、苟も日本人の生命財産を蹂躪せば必ず懲罰を受けるといふことを、支那人の脳底に感銘せしめ、之を膺懲するは必要だと思ふ。……然しその条約上の権利利益を尊重せしむる以外に、猥りに出兵して支那の内政に干渉せんとするが如き誤解を与ふるだけでも、大なる失態と言はねばならぬ。殊に多数の軍隊を派遣するに際し、これを議會の承認によらずして、責任支出によるが如きは国交の信義を無視した暴挙で我等は之に反対する」（坂田幹太編『谷口房蔵翁伝』谷口翁傳記編纂委員会、一九三一年、四四九頁）と述べている。また大阪朝日も田中外交の厳しい批判者であった（後藤前掲書、二八六～三二二頁参照）。田中内閣は、外交面でも大阪經濟界の支持を受けていたとは言い難い。
- (65) 伊藤隆前掲書、一九頁参照。
- (66) 杉山伸也「金解禁論争——井上準之助と世界經濟」同編『岩波講座「帝国」日本の学知 第二卷 「帝国」の經濟学』（岩波書店、二〇〇六年）一四七頁参照。
- (67) 『井上準之助論叢』第三卷（井上準之助論叢編纂會、一九三五年）一三二～一六四頁所収。
- (68) 前掲『昭和天藏省外史』上卷、一九七頁参照。
- (69) 財界世話人としての井上については、松浦前掲書、五九～六六頁参照。
- (70) 井上と國際金融資本との關係については、三谷太一郎『ウォール・ストリートと極東・政治における國際金融資本』

- (東京大学出版会、二〇〇九年) 九二～九四頁参照。
- (71) 前掲『昭和大蔵省外史』上巻、三三〇～三三七頁参照。
- (72) 「平生日記」一九二九年七月三日。
- (73) 「平生日記」一九二九年七月二十六日。
- (74) 「平生日記」一九二九年九月二日。
- (75) 熊川千代喜編著『阿部房次郎伝』(阿部房次郎伝編纂事務所、一九四〇年) 三三三～三三五頁。
- (76) 「平生日記」一九二九年七月二十五日。
- (77) 下田前掲書、一五〇～一五二頁参照。
- (78) 「平生日記」一九二九年七月一日。
- (79) 同前。
- (80) 井上準之助論叢編纂会編『井上準之助伝』(井上準之助論叢編纂会、一九三五年) 四九八頁参照。
- (81) 下田前掲書、一五八～一五九頁参照。
- (82) 朝日新聞百年史編修委員会編『朝日新聞社史 大正・昭和戦前編』(朝日新聞社、一九九一年) 三三八～三三九頁、『毎日』の3世紀 新聞が見つめた激流130年』上巻(毎日新聞社、二〇〇二年)、六八六～六八七頁参照。
- (83) 「平生日記」一九二九年八月二〇日。
- (84) 平生によれば発起人を募ったのは石丸素川という人物であるが、『読売新聞』(一九二九年八月三日)の報道によれば、片岡直温の甥の片岡直方(大阪瓦斯社長)が斡旋の労をとったという。
- (85) 「平生日記」一九二九年九月五日。
- (86) 「平生日記」一九二九年一〇月一日。
- (87) 同前。
- (88) 前掲『伊藤忠兵衛翁回想録』二七一頁参照。
- (89) 前掲『阿部房次郎伝』三四〇～三四九頁参照。
- (90) 「平生日記」一九二九年七月二十六日。

- (91) 「平生日記」一九二九年一月一日。
- (92) 同前。
- (93) 「平生日記」一九二九年一月二三日。
- (94) 同前。
- (95) 前掲『阿部房次郎伝』三二六頁参照。
- (96) 「平生日記」一九二九年一月一六日参照。
- (97) 「平生日記」一九二九年一月二〇日。
- (98) 「平生日記」一九二九年一月二三日。
- (99) 津島寿一「金の解禁と再禁止」安藤良雄編『昭和政治経済史への証言』上巻（毎日新聞社、一九七二年）六二―六六頁参照。
- (100) 「平生日記」一九二九年一月二七日。
- (101) 「大阪経済更新会発会式での挨拶」前掲『浜口雄幸集』論述・講演編一九一―一九二頁所収。
- (102) 「経済更新会設立総会演説」前掲『井上準之助論叢』第三巻、二六二―二七三頁。
- (103) 「平生日記」一九二九年一月二八日。
- (104) 池井優、波多野勝、黒沢文貴編『浜口雄幸日記・随想録』（みすず書房、一九九一年）一九二九年一月二七日。
- (105) 前掲『井上準之助伝』五六三―五六六、六四四―六五四、八〇五―八〇八頁参照。
- (106) 「平生日記」一九二九年一月二四日。
- (107) 「平生日記」一九三二年三月二日。
- (108) 経済更新会の設立総会において、東京の実業家は政商であり、大阪の実業家にも誘惑の手は伸びているので警戒を要すると発言した平生に対して、兎玉は賛成しがたいと激昂した。兎玉が翌年一月末に死去した時、平生は、兎玉について辛辣に「正直に言へば兎玉氏の逝去は大阪実業家を政治に絡んで利益を得せしめんとする有力なる誘惑より、正せしめたりといふべく、大阪実業界の独立のため真に慶すべきものといふべきか。ある新聞に兎玉氏の死は政友、民政両党のため大檀家を失ひたるものにして大に失望せるならん。全氏は毎年両党に約¥100,000位を種々の形式に於て支出し居りた

りと。この事実が如何に氏が政治と実業とを連絡せしめて其間に名利を博せんと潜かに試みつつありしを知るべし」と記している(『平生日記』一九三〇年二月一日)。

(109) 『平生日記』一九二九年二月二四日。

(110) 同前。

(111) FO371/13967 [F5591/814/23] Sir J. Tilley to Mr. A. Henderson, October 31th, 1929.

(112) 関税審議会の審議経過については、松野周治「昭和初期関税政策の展開——関税審議会を中心として——」後藤靖編『日本帝国主義の経済政策』(柏書房、一九九一年)、後藤靖ほか編『昭和初期商工・産業政策資料集 第四卷 関税審議会関係資料』(柏書房、一九八九年)参照。

(113) 浜口前掲「行詰れる局面の展開と我党の主張」参照。

(114) 「新内閣の財政経済政策」『時事新報』一九二九年七月四日(前掲『浜口内閣』六二―六三頁所収)。

(115) 『平生日記』一九二九年九月二四日。

(116) 『平生日記』一九二九年八月一九日。

(117) 『平生日記』一九二九年八月二七日。

(118) 綿糸関税撤廃問題は、大正末から実業同志会の支持基盤である綿織物業界と紡績業界の対立をもたらしていた(江口圭一『都市小ブルジョア運動史の研究』未来社、一九七六年、三五七―三七六頁参照)。

(119) 『平生日記』一九二九年八月二日。

(120) 『自由通商』第二卷第一〇号、一九二九年、所収。

(121) 『平生日記』一九二九年九月八日。

(122) 『平生日記』一九二九年八月一日。

(123) 『平生日記』一九二九年一月一日。

(124) 『平生日記』一九二九年一月二五日。

(125) 『平生日記』一九二九年一月二五日。なお、両通商協議会の建議案は、前掲『昭和初期商工・産業政策資料集 第

四卷 関税審議会関係資料』四五二―四五五頁所収。

- (126) 「平生日記」一九二九年二月一日。
- (127) 「総選挙の対策に関する大阪、京都、神戸各協会に関する決議」『自由通商』第三卷第一号、一九三〇年、一三二―一三三頁。
- (128) 自由通商協会内部においては、その社会政策的意義をどの程度強調するのかについては、意見の対立が存在し、原案作成過程でそれがあらわれた。(声明)の原案は高野の提案により、当初、高野門下で東京大学経済学部教授の大内兵衛に委嘱された。ところが、理事会では大内案が「余りに長文にして且其文意は無産派の宣言の如く単に社会政策否無産者に及ぼす影響にのみ拘泥し経済方面よりの論拠乏」しかつたことが問題になり、いったんは高柳にあらためて依頼することになった(「平生日記」一九三〇年一月二日)。平生の目から見ても大内案は「余りに無産派の立場のみより立論して経済方面否企業家方面を無視したるもの」で「大阪自由通商協会の声明書としては誤解を招き易き嫌なきにあらず」と感じられるものであったが、高野が大内の原稿を全く廃棄するのは、礼を失すると主張し、結局大内、高柳の両案を朝日の和田が折衷することになった(「平生日記」一九三〇年一月二日)。この和田の折衷案をもとに、(声明)が作成された(「平生日記」一九三〇年二月三日)。なお、大内は、不振の東京自由通商協会を立て直すための新理事候補者の一人にあげられていた(他は松永安左衛門、宮嶋清次郎、池田成彬)(「平生日記」一九三〇年一月二五日)。自由通商運動において、高野の影響力は少なくとも理念のレベルでは小さくなかった。
- (129) 「平生日記」一九三〇年一月七日。
- (130) 「関税政策に対する井上大蔵大臣演説」『自由通商』第三卷第二号、一九三〇年三月、二―六頁。
- (131) 「井上大蔵大臣演説」『平生常務理事挨拶』『自由通商』第三卷第六号、一九三〇年五月。
- (132) 「平生日記」一九二九年二月二五日。
- (133) ただし児玉の伝記は、政友会には三井出身の旧友が多かったが、政党としては民政党に傾いていたとしている(萩野仲三郎編纂『児玉一造傳』萩野仲三郎、一九三四年、一九九頁参照)。
- (134) 「平生日記」一九二九年二月二五日。
- (135) 前掲『井上準之助伝』五八六―五八八頁参照。
- (136) 「平生日記」一九三〇年二月六日。

- (137) 「平生日記」一九三〇年二月一九日。
- (138) 「平生日記」一九三〇年一月一六日。
- (139) 「平生日記」一九三〇年二月一〇日。
- (140) 「平生日記」一九三〇年一月二七日。
- (141) 前掲『新修大阪市史』第七卷、二六四～二七二頁参照。
- (142) 「平生日記」一九三〇年一〇月六日。
- (143) 同前。
- (144) 「平生日記」一九三〇年一〇月九日。
- (145) 「銀行家の見たる金輸出再禁止及び平価切下論」『東洋經濟新報』一九三〇年一月一日（『武藤山治全集』第四卷、新樹社、一九六四年、七四九頁）。
- (146) 「平生日記」一九三〇年一〇月一四日。
- (147) 「平生日記」一九三二年三月七日。
- (148) 前掲『大阪工業会五十年史』一三四頁参照。
- (149) 「平生日記」一九三二年四月八日。
- (150) 「当面の不況対策に就て政府の財政經濟政策批判」『大阪時事新報』一九三二年六月一日～四日（前掲『武藤山治全集』第四卷、七七〇～七七二頁）参照。
- (151) 拙稿「大阪帝国大学設立の政治過程——大阪財界と浜口雄幸内閣——」『阪大法学』第五九卷第三・四号、二〇〇九年一月、二一五～二三九頁参照。